

第 2 期
島本町母子家庭等自立促進計画
(素案)

平成 22 年 3 月

島 本 町

目次

第1章 計画の概要	1
1．計画策定の趣旨	1
2．計画の位置づけ	2
3．計画の期間	2
4．計画の推進	2
第2章 現状と課題	3
1．人口の推移	3
2．母子家庭等の動向	5
(1) 母子・父子家庭の世帯数の推移	5
(2) 婚姻・離婚の状況	6
(3) 相談件数の推移	8
(4) 保育サービスの利用状況	8
(5) 放課後児童健全育成事業の利用状況	9
3．アンケート調査結果からみる現状	10
(1) 母子家庭等になってからの期間	10
(2) 母子家庭等になった理由	11
(3) 「現在」のあなたの従業上の地位は	12
(4) 現在の仕事は	13
(5) 現在の仕事の勤続年数	14
(6) 年間総収入について	15
(7) 年間総収入のうち、就労収入	16
(8) 今後習得したい技術等	17
(9) 技能・資格を取得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと	18
(10) 住居の状況について	19
(11) 1か月の家賃について	21
(12) 母子家庭等として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」または「困った」ことについて	22
(13) 離別した夫との養育費の取り決め状況について	23
(14) 子どもに関する悩みについて	25
(15) あなたが困っていることについて	26
(16) 相談相手の有無	27
(17) 相談相手について	28
(18) 望む支援策について	29
4．今後の課題	30
(1) 相談機能及び情報提供の充実	30
(2) 就業支援の充実	31

第3章 基本理念	32
1．基本理念	32
2．基本的な視点	32
(1) 人権尊重	32
(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり	32
(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり	33
(4) 福祉と雇用の連携	33
第4章 基本方向	34
1．人権尊重	34
2．相談機能及び情報提供の充実	34
(1) 母子自立支援員等による相談事業の充実	34
(2) 情報提供の充実	34
3．就業支援	35
(1) 就業あっせん	35
(2) 職業訓練等の実施・促進	36
(3) 就業機会創出のための支援	36
4．子育てをはじめとした生活面への支援	37
(1) 保育所優先入所の推進	37
(2) 保育サービスの充実	37
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）の充実	37
(4) 日常生活支援事業の推進	37
(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	38
(6) 公営住宅における優先入居の推進等	38
5．養育費の確保	38
(1) 養育費確保に向けた啓発の推進	38
(2) 法律相談事業の実施	38
6．経済的支援の実施	39
(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施	39
(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施等	39
(3) 教育資金の紹介	39
(4) ひとり親家庭医療費助成の実施	39

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では平成17年3月に母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「母子家庭等」という）の自立を促進するための支援のあり方及び方向を示し、総合的に事業展開するため「島本町母子家庭等自立促進計画（以下、「第1期計画」という）を策定しました。

わが国における母子寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり、50年以上の歴史をもっていますが、母子家庭及び寡婦をめぐる状況の変化に応じて、母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応するため、平成14年11月22日に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

また、平成15年3月19日に「母子及び寡婦福祉法」の第11条第1項の規定に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。さらに、近年の母子家庭等を取り巻く状況を踏まえ、平成20年4月1日に新たに「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」が示されたところです。

近年のわが国の母子家庭等の状況をみると、離婚件数は平成14年の289,836件を最多に年々減少しているもの、母子・父子家庭の世帯数は増加の傾向にあり、特に母子家庭が全国的に急増しています。本町も例外ではなく、平成2年の国勢調査では母子家庭が88世帯であったのに対し、平成21年（アンケート調査対象者）では母子家庭202世帯と増加の傾向がみられます。

母子・父子家庭の置かれている生活状況は、子育てと就労の二重の役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することが多くみられます。特に母子家庭の母の場合は、就職・再就職の面で困難を伴うことが多く、また、近年の経済情勢の悪化から、以前に比べさらに就職が困難な状況がうかがえます。

このように母子家庭等の抱えている問題は、多くが複雑に重なっているため、子育て、就労支援など、引き続き総合的に支援策を展開していく必要があります。

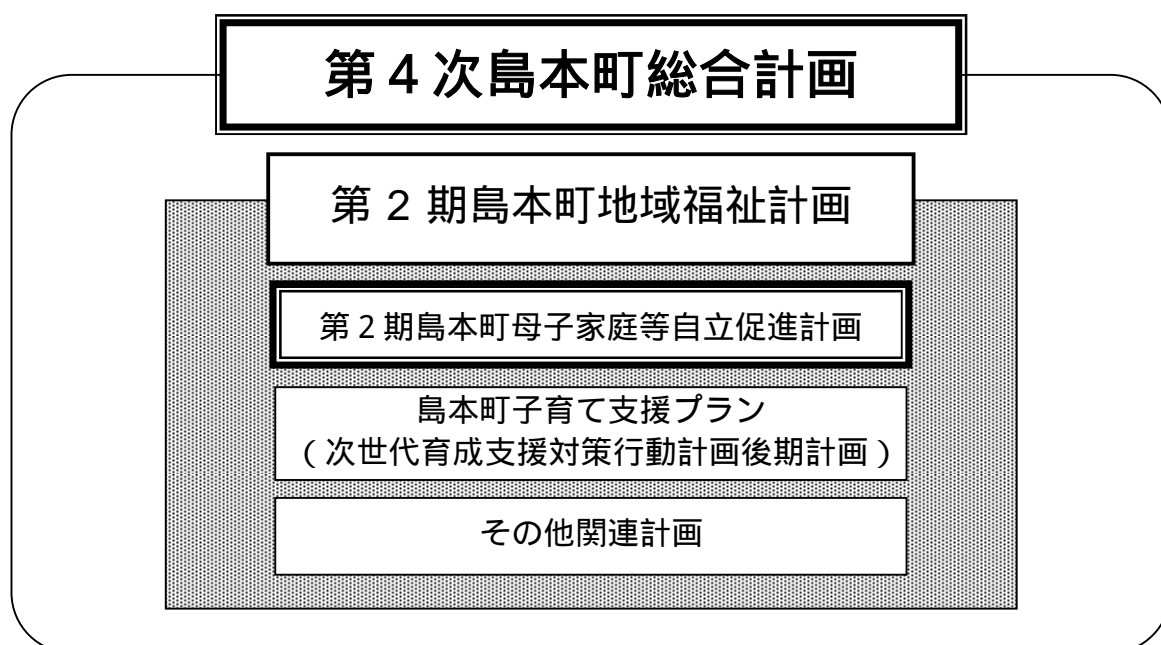
本町では、このような母子家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、新たに「第2期島本町母子家庭等自立促進計画（以下、「本計画」という）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に則し策定した、同法第 12 条に定める「母子家庭等自立促進計画」です。

なお、この計画は、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象としています。

また、本計画は「第 4 次島本町総合計画（策定中）」を上位計画に位置づけるとともに、「第 2 期島本町地域福祉計画」や「島本町子育て支援プラン（次世代育成支援対策行動計画後期計画）」などの関連計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
計画期間		[第1期計画]					[本計画(第2期計画)]				

4. 計画の推進

本計画を推進するため、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

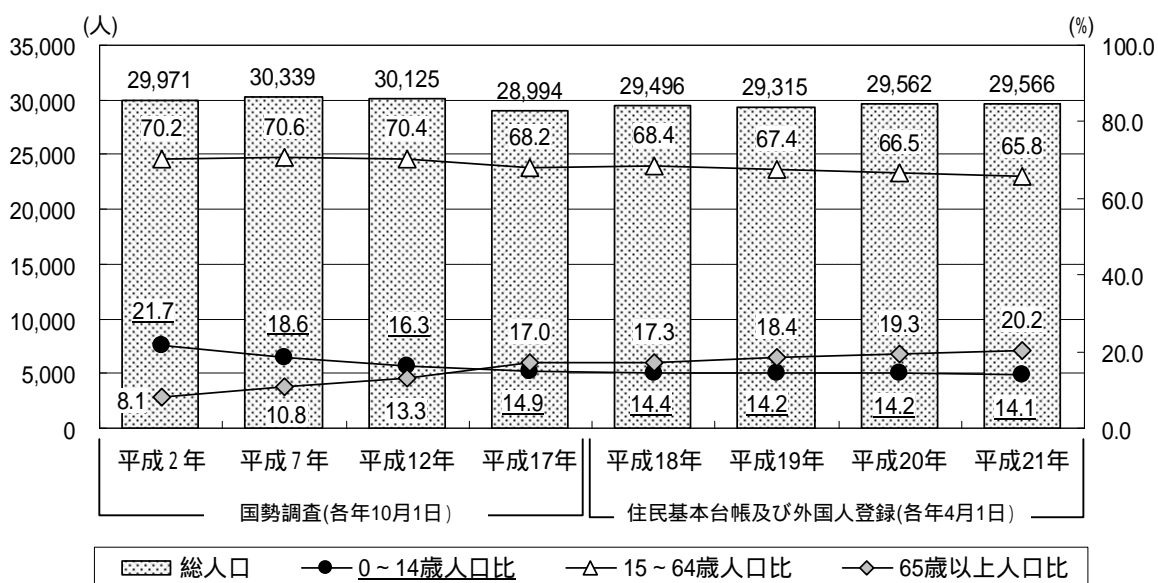
第2章 現状と課題

1. 人口の推移

総人口の推移を国勢調査で見ると、平成2年から平成17年にかけては微減傾向にあり、平成17年で28,994人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録では、平成18年から横ばい状態にあり、平成21年で29,566人となっています。

また、年齢3区分別人口構成比の推移を見ると、65歳以上人口比は平成2年(8.1%)から平成17年(17.0%)まで、15年間で8.9ポイント増加しており、住民基本台帳及び外国人登録による平成21年の65歳以上人口比でも20.2%と、さらに増加しています。一方、0~14歳人口比は、平成2年(21.7%)から平成17年(14.9%)で6.8ポイント減少し、平成21年には14.1%まで減少していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口および年齢3区分別人口構成比の推移】

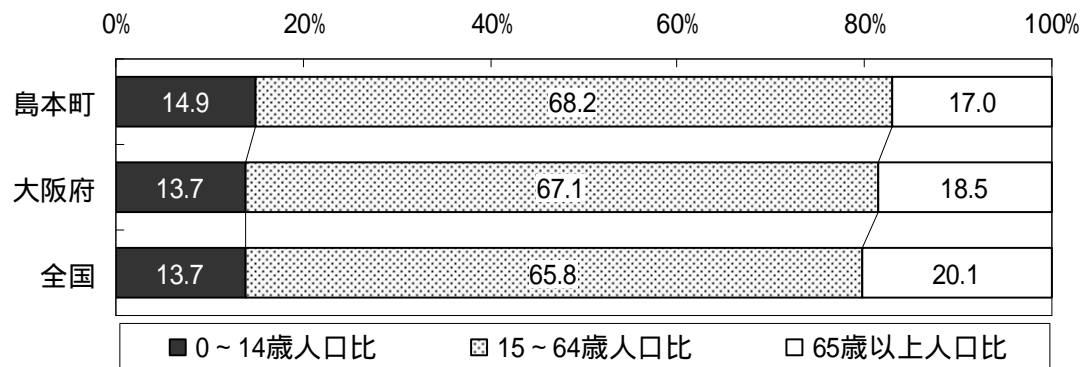


資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）

平成18～21年は住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

また、平成 17 年の年齢 3 区分別人口構成比を、大阪府および全国と比較すると、0～14 歳人口比については、本町（14.9%）が、大阪府（13.7%）や全国（13.7%）を上回っています。また、65 歳以上人口比については、本町（17.0%）は、大阪府（18.5%）や全国（20.1%）を下回っています。

【年齢 3 区分別人口構成比の全国・大阪府との比較（平成 17 年）】



資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）

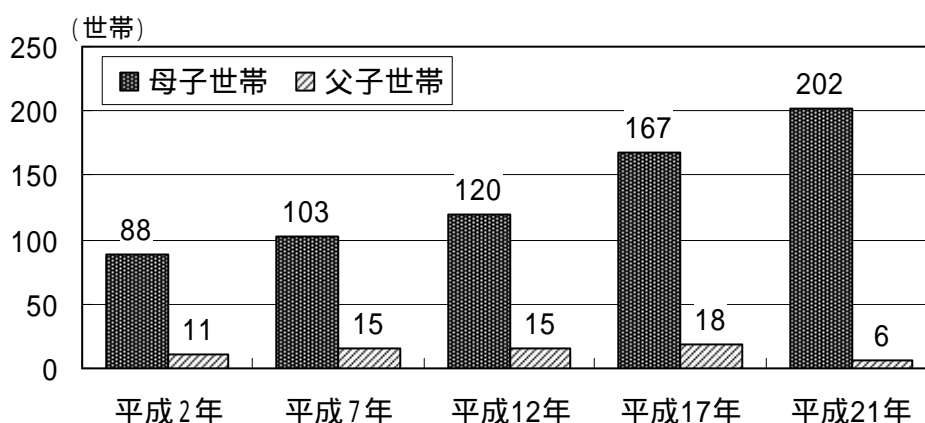
2. 母子家庭等の動向

(1) 母子・父子家庭の世帯数の推移

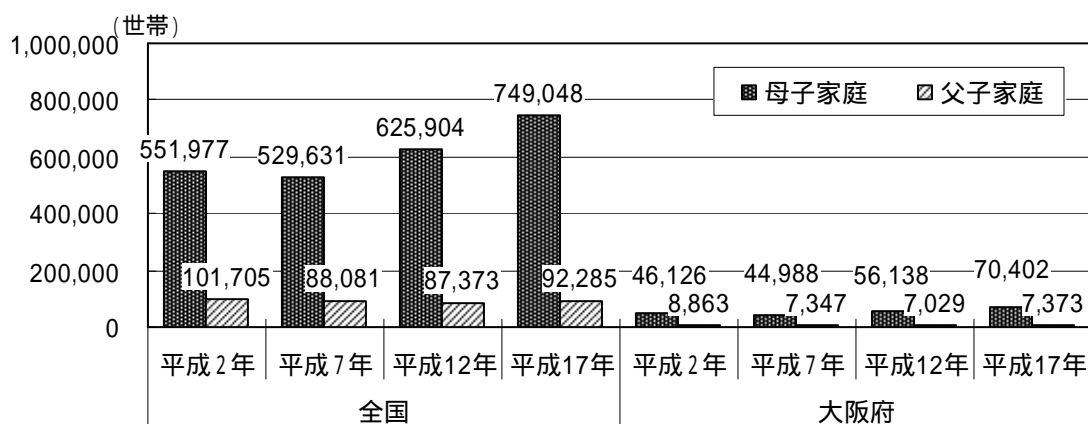
母子・父子家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成2年（88世帯）から平成21年（202世帯）までに114世帯、2.3倍に増加しています。一方、父子家庭は平成2年（11世帯）から平成17年（18世帯）までに7世帯、1.6倍に増加していますが、平成21年では6世帯が本町の制度利用者となっています。

全国と大阪府ともに母子家庭が増加傾向にあり、本町と同様の傾向が示されています。

【母子・父子家庭の世帯数の推移】



資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）
平成21年は本計画策定時アンケート調査実施時調べ



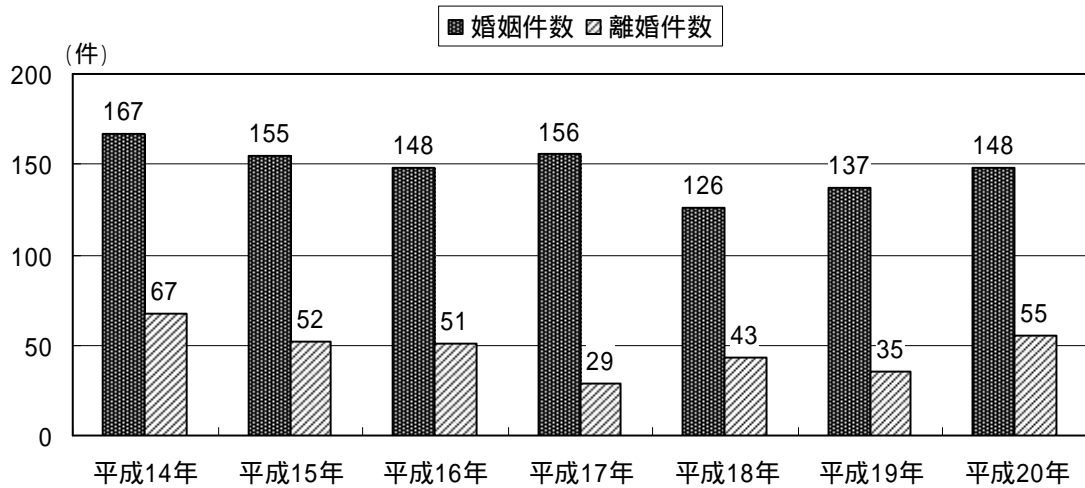
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数の推移をみると、平成18年で126件、平成20年で148件と近年においては増加傾向にあります。

また、離婚件数の推移においても、緩やかな増加傾向にあり、平成17年では29件となっていますが、平成20年では55件と26件増加しています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】

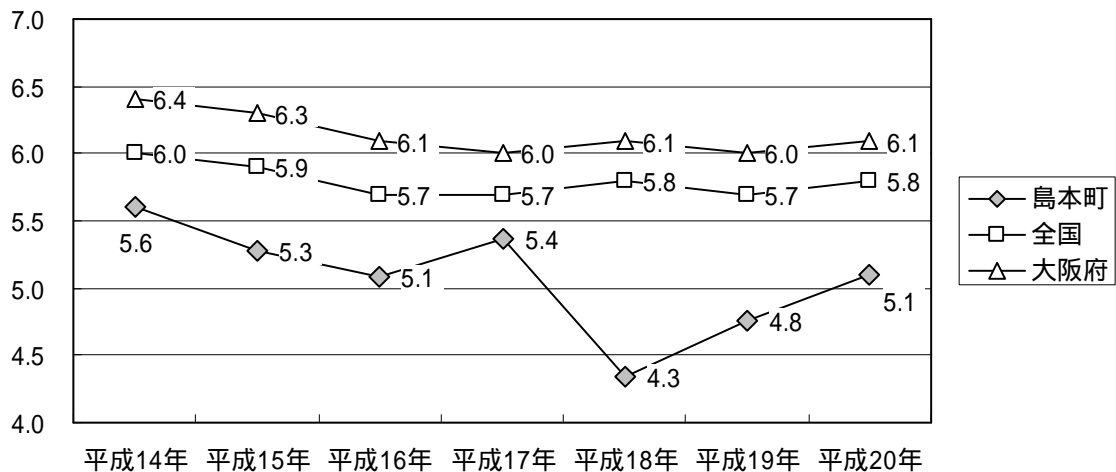


資料：人口動態統計

婚姻率の推移をみると、平成18年で4.3、平成20年で5.1と増加傾向にありますが、全国・大阪府の婚姻率より各年ともに低くなっています。

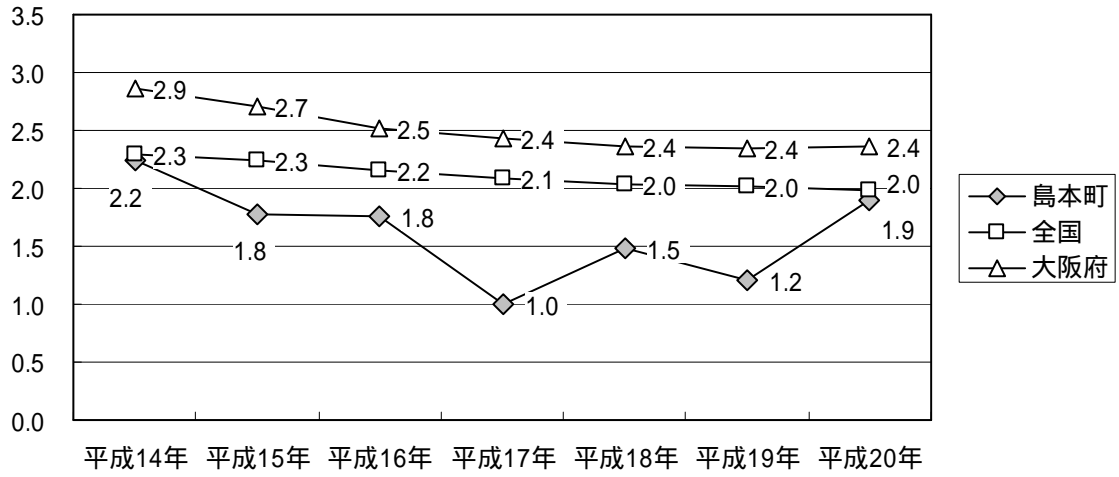
一方、離婚率の推移をみると、緩やかな減少傾向となっていました。平成17年以降は増加傾向にあり、平成20年で1.9となっており全国の離婚率に近づきつつあります。

【婚姻率の推移（人口千対）】



資料：人口動態統計

【離婚率の推移（人口千対）】



資料：人口動態統計

(3) 相談件数の推移

1) 母子自立支援員による相談

相談延べ件数は減少傾向にありましたが、平成 20 年度には 225 件と前年度に比べ 27 件増加しています。一方、相談実人員は平成 17 年度の 57 人から平成 20 年度の 75 人と増加傾向にあります。

また、平成 20 年度の相談内容については、就業に関すること（59 件）、母子及び寡婦福祉資金貸付制度に関すること（44 件）で相談総数の 45.8%を占めています。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談実人員（人）	57	64	69	75
相談延べ件数(件)	224	208	198	225

(4) 保育サービスの利用状況

保育所の利用状況の合計をみると、年齢別人口は増減していますが、入所児童数は増加傾向にあります。要保育率は各年で増加し、平成 20 年には 28.4%となっています。

保育所の利用状況

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
平成 16 年	年齢別人口（人）	223	255	304	269	277	292	1,620
	入所児数（人）	44	60	64	71	91	103	433
	要保育率（%）	19.7	23.5	21.1	26.4	32.9	35.3	26.7
平成 17 年	年齢別人口（人）	239	239	274	304	275	270	1,601
	入所児数（人）	51	53	70	91	74	94	433
	要保育率（%）	21.3	22.2	25.5	29.9	26.9	34.8	27.0
平成 18 年	年齢別人口（人）	237	252	245	270	302	277	1,583
	入所児数（人）	51	63	70	88	94	73	439
	要保育率（%）	21.5	25.0	28.6	32.6	31.1	26.4	27.7
平成 19 年	年齢別人口（人）	263	268	248	277	275	281	1,612
	入所児数（人）	55	60	80	82	89	91	457
	要保育率（%）	20.9	22.4	32.3	29.6	32.4	32.4	28.3
平成 20 年	年齢別人口（人）	253	271	271	257	273	275	1,600
	入所児数（人）	52	65	70	91	89	87	454
	要保育率（%）	20.6	24.0	25.8	35.4	32.6	31.6	28.4

各年 3 月 1 日現在（広域入所除く）

要保育率は「入所児数 / 年齢別人口 × 100」で算出

(5) 放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況の合計をみると、平成 16 年以降を境に年齢別人口は減少していますが、利用児童数は増加の傾向にあります。要保育率は平成 16 年で 21.9% に対し、平成 20 年度は 26.7% と増加しています。

また、学年が低いほど要保育率が高くなっています。

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況

		小学 1 年生	小学 2 年生	小学 3 年生	合計
平成 16 年	年齢別人口（人）	281	286	271	838
	入所児数（人）	68	59	49	176
	要保育率（%）	24.2	20.6	18.1	21.9
平成 17 年	年齢別人口（人）	308	273	290	871
	入所児数（人）	83	67	57	207
	要保育率（%）	26.9	24.5	19.7	23.8
平成 18 年	年齢別人口（人）	283	303	268	854
	入所児数（人）	81	82	48	211
	要保育率（%）	28.6	27.1	17.9	24.7
平成 19 年	年齢別人口（人）	258	272	300	830
	入所児数（人）	62	77	72	211
	要保育率（%）	24.0	28.3	24.0	25.4
平成 20 年	年齢別人口（人）	271	254	278	803
	入所児数（人）	93	53	68	214
	要保育率（%）	34.3	20.9	24.5	26.7

各年 5 月 1 日現在（広域入所除く）

要保育率は「入所児数 / 年齢別人口 × 100」で算出

3. アンケート調査結果からみる現状

平成 21 年 8 月から 9 月にかけて、本町の母子家庭等の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査方法は以下のとおりです。

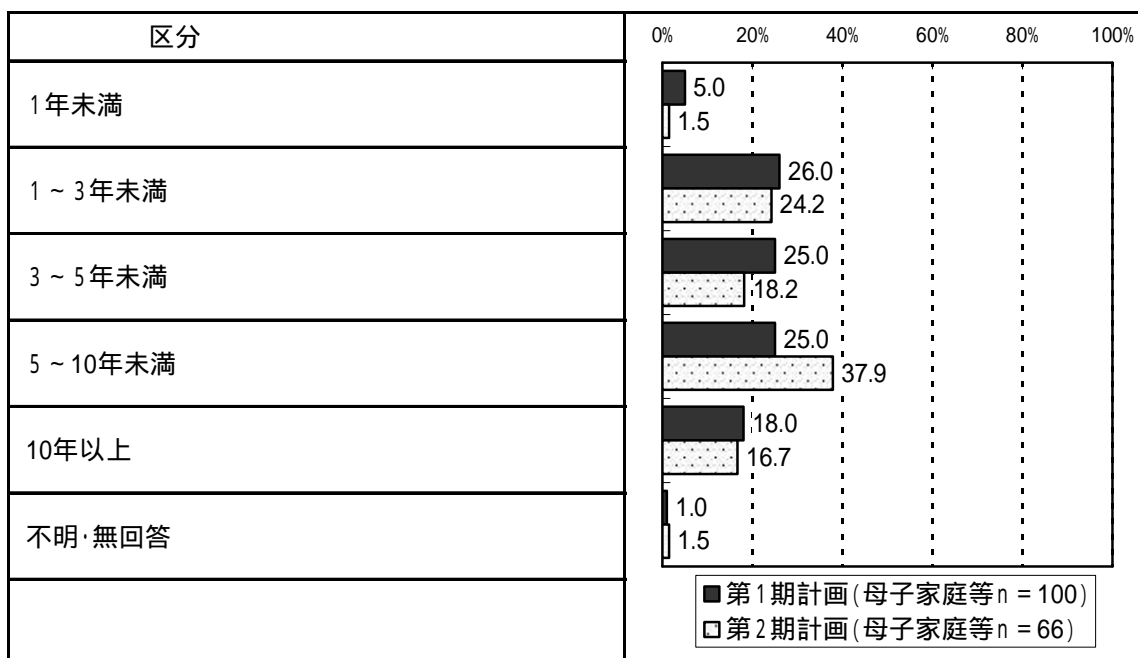
調査地域	島本町全域			
調査対象	町内に住む母子家庭、父子家庭、寡婦			
抽出方法	1) 児童扶養手当支給台帳 2) ひとり親家庭医療受給者台帳 3) 遺児福祉金(父子世帯)受給者台帳 4) 母子寡婦福祉会会員			
実施方法	郵送による配布・回収			
調査期間	平成 21 年 8 月 26 日(水)～平成 21 年 9 月 18 日(金)			
回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	母子・父子家庭対象調査	208	66	31.7%
	寡婦対象調査	40	20	50.0%
	合計	248	86	34.7%

第 1 期計画とは、平成 17 年 3 月の計画策定時に実施したアンケート調査であり、第 2 期計画とは本計画策定時に実施したアンケート調査です。

(1) 母子家庭等になってからの期間(単数回答)

母子家庭等になってからの期間は、「5～10年未満」が 37.9%で最も多く、次いで「1～3年未満」が 24.2%、「3～5年未満」が 18.2%となっています。

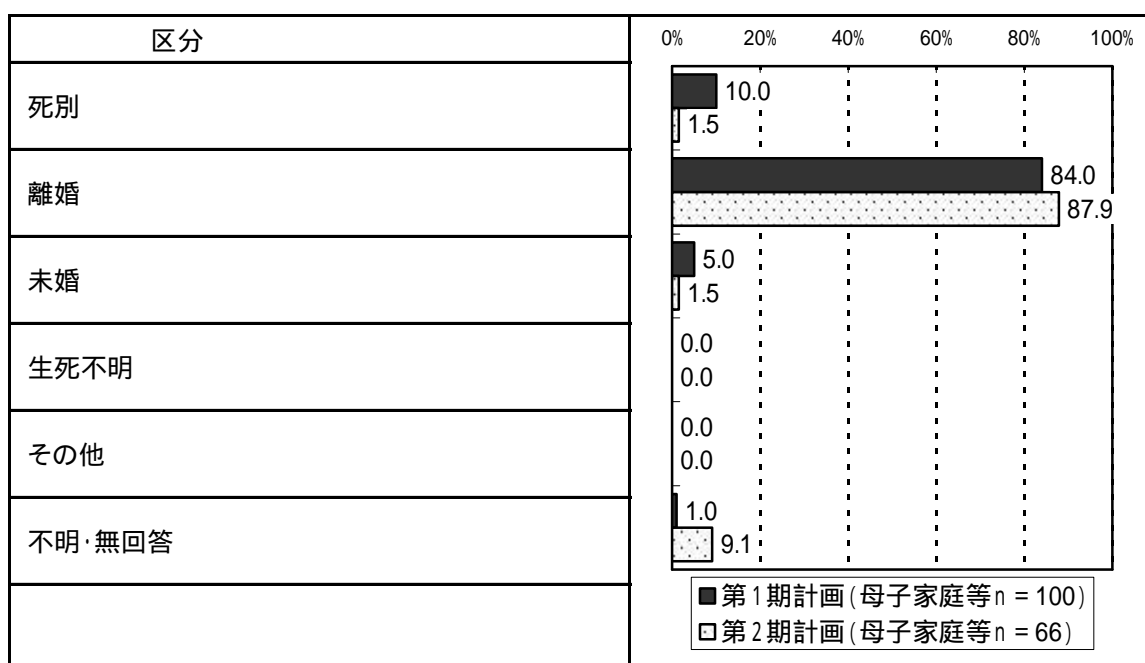
第 1 期計画と比較すると、「5～10年未満」において大きく伸びています。



(2) 母子家庭等になった理由(単数回答)

母子家庭等になった理由は、「離婚」が87.9%で最も多く、次いで「不明・無回答」が9.1%となっています。

第1期計画と比較しても大きく変わりませんが、「離婚」において若干増加しています。



参考

大阪府母子世帯：「死別」(3.0%)、「離婚」(89.7%)、「未婚」(5.7%)

大阪府父子世帯：「死別」(10.6%)、「離婚」(89.5%)、「未婚」(0.0%)

全国母子世帯：「死別」(9.7%)、「離婚」79.7%、「未婚」(6.7%)

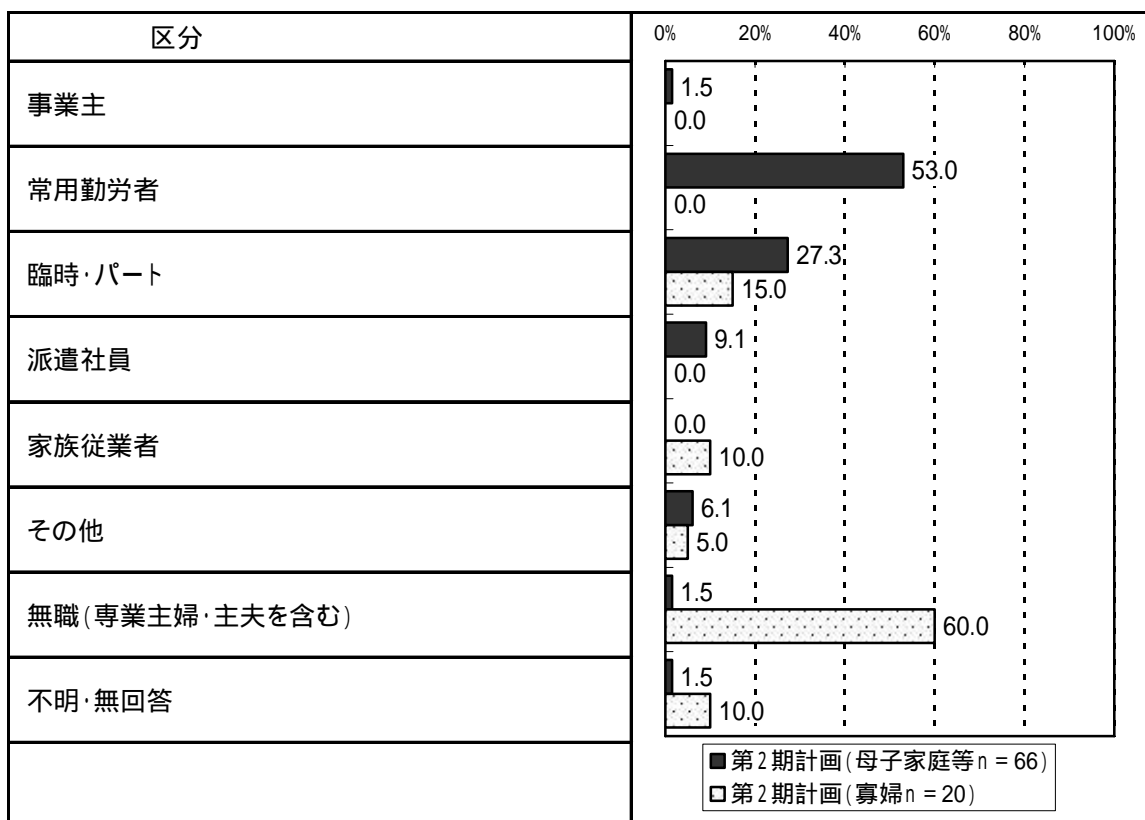
全国父子世帯：「死別」(22.1%)、「離婚」74.4%、「未婚」(0.5%)

参考値として掲載している大阪府や全国の調査結果は、大阪府(社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会委託)が平成20年10月に実施した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」結果と厚生労働省が平成18年に実施した「全国母子世帯等調査」結果です(以下、同じ)。

(3) 「現在」のあなたの従業上の地位は(単数回答)

母子家庭等では、「常用勤労者」が53.0%で最も多く、次いで「臨時・パート」が27.3%、「派遣社員」が9.1%となっています。

寡婦では、「無職」が60.0%で最も多く、次いで「臨時・パート」が15.0%、「家族従業者」が10.0%となっています。



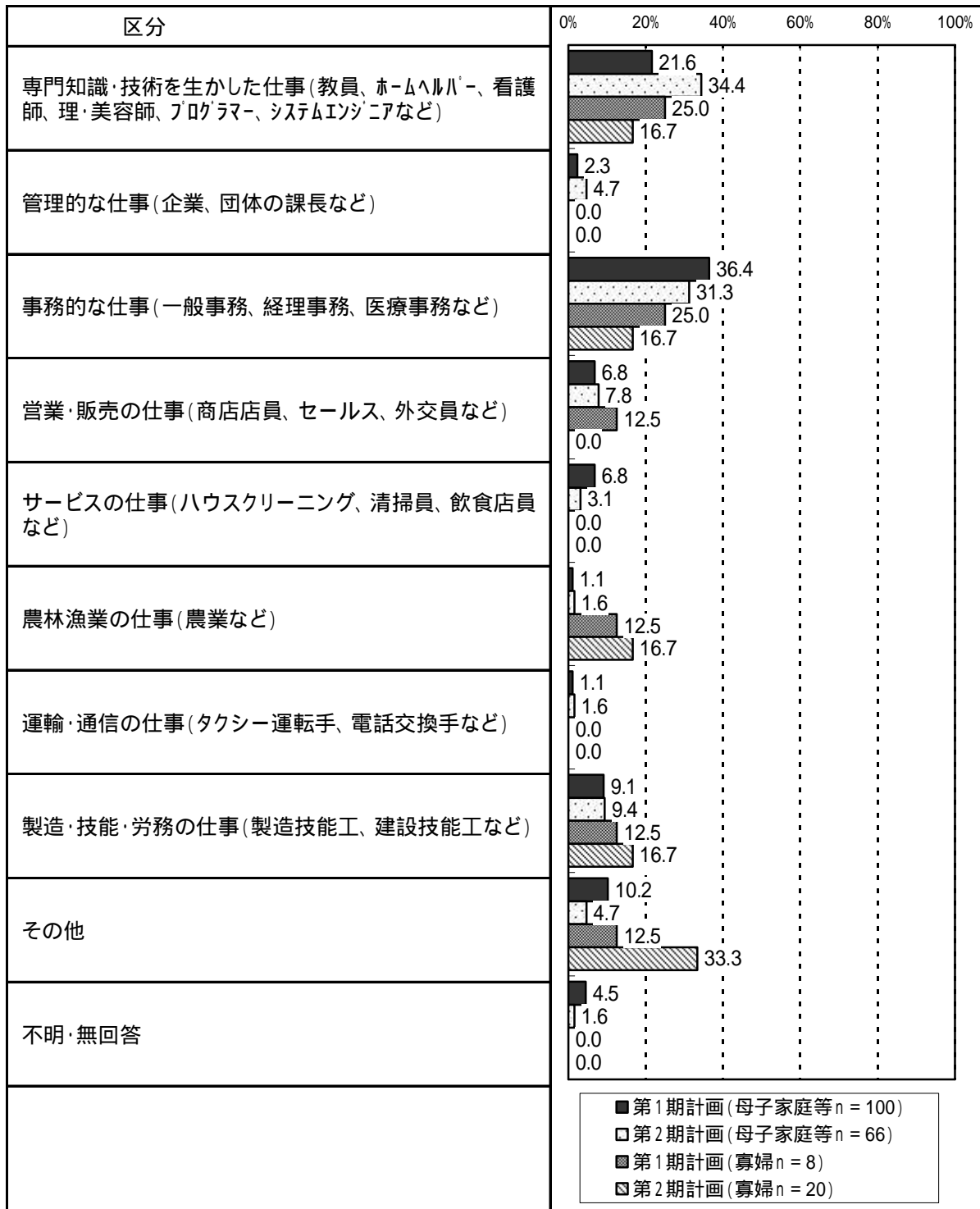
参考

全国母子世帯: 「常用勤労者」(42.5%)、「臨時・パート」43.6%、「派遣社員」(5.1%)
 全国父子世帯: 「常用勤労者」(72.2%)、「臨時・パート」3.6%、「派遣社員」(2.6%)

(4) 現在の仕事は (単数回答)

母子家庭等では、「専門知識・技術を生かした仕事」が34.4%で最も多く、次いで「事務的な仕事」が31.3%、「製造・技能・労務の仕事」が9.4%となっています。また、寡婦では、「その他」が33.3%で最も多く、その他の解答は全て16.7%となっています。

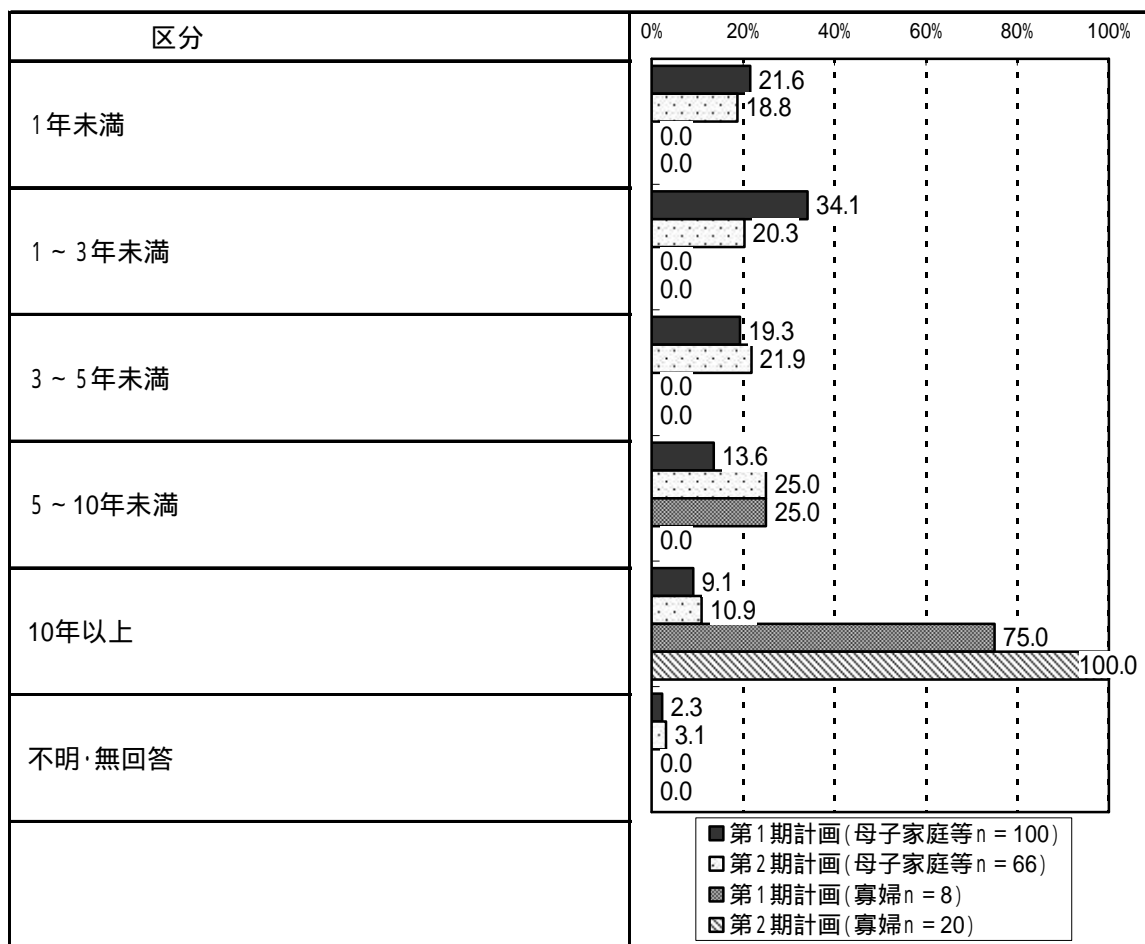
第1期計画と比較して10ポイント以上増加している項目は、母子家庭等において「専門知識・技術を生かした仕事」、寡婦では「その他」となっています。



(5) 現在の仕事の勤続年数 (単数回答)

母子家庭等では、「 5 ～ 10 年未満」が 25.0%で最も多く、次いで「 3 ～ 5 年未満」が 21.9%、「 1 ～ 3 年未満」が 20.3%となっています。また、寡婦では、「 10 年以上」が 100.0%となっています。

第 1 期計画では、勤続年数が 3 年未満のひとり親が 5 割を超えていたのに対し、本計画では 3 割強となっており、勤続年数が長くなっていることがうかがえます。

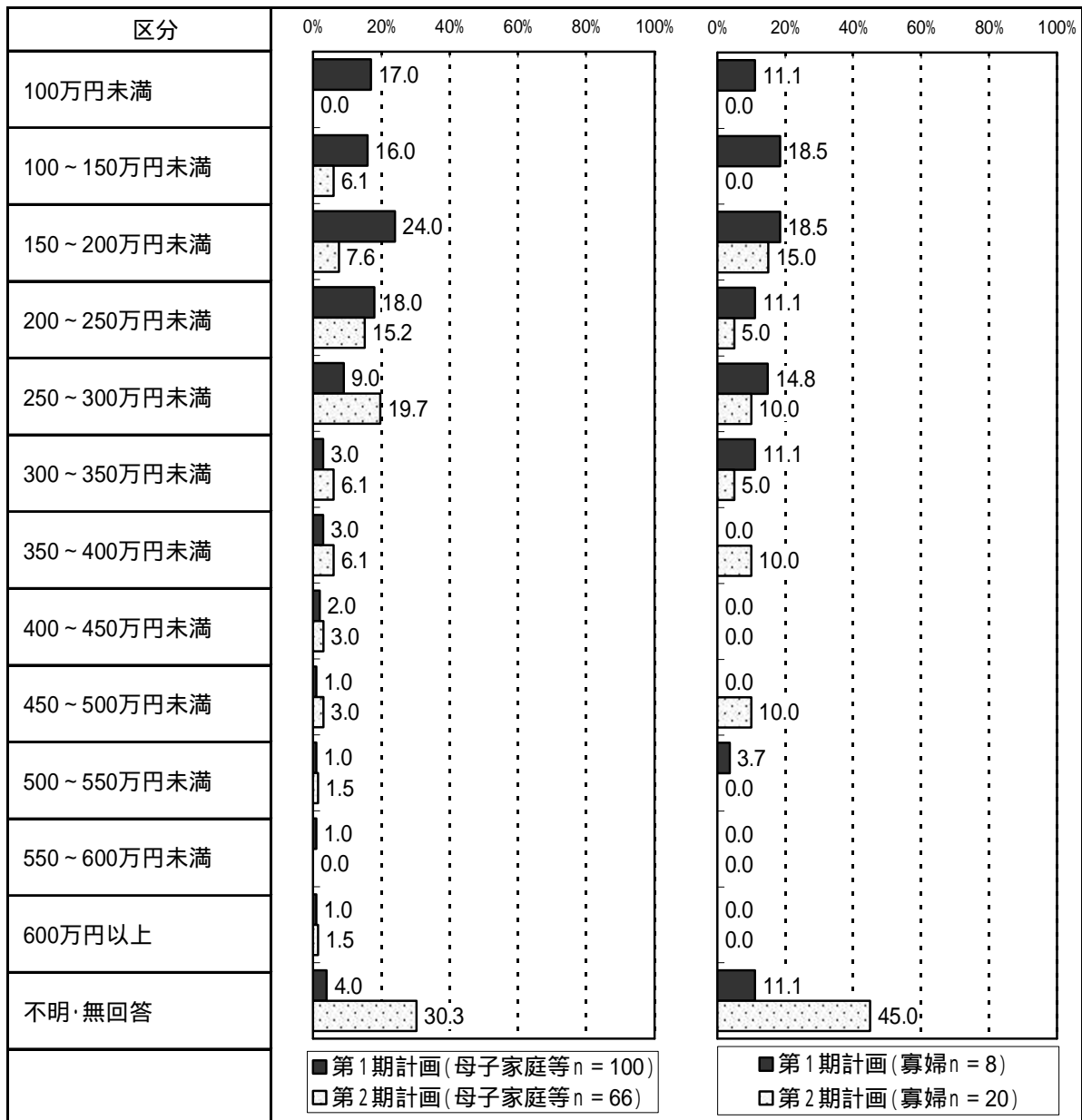


(6) 年間総収入について(単数回答)

母子家庭等では、「250～300万円未満」が19.7%で最も多く、次いで「200～250万円未満」が15.2%、「150～200万円未満」が7.6%となっています。

寡婦では、「150～200万円未満」が15.0%で最も多く、次いで「250～300万円未満」と「350～400万円未満」、「450～500万円未満」が10.0%となっています。

第1期計画と比較すると、母子家庭等、寡婦ともに「不明・無回答」が大きく増加しています。



参考

大阪府母子世帯：「100万円未満」(24.2%)、「100～150万円」(89.7%)、「150～200万円」(17.1%)

大阪府父子世帯：「100万円未満」(15.4%)、「350～400万円」

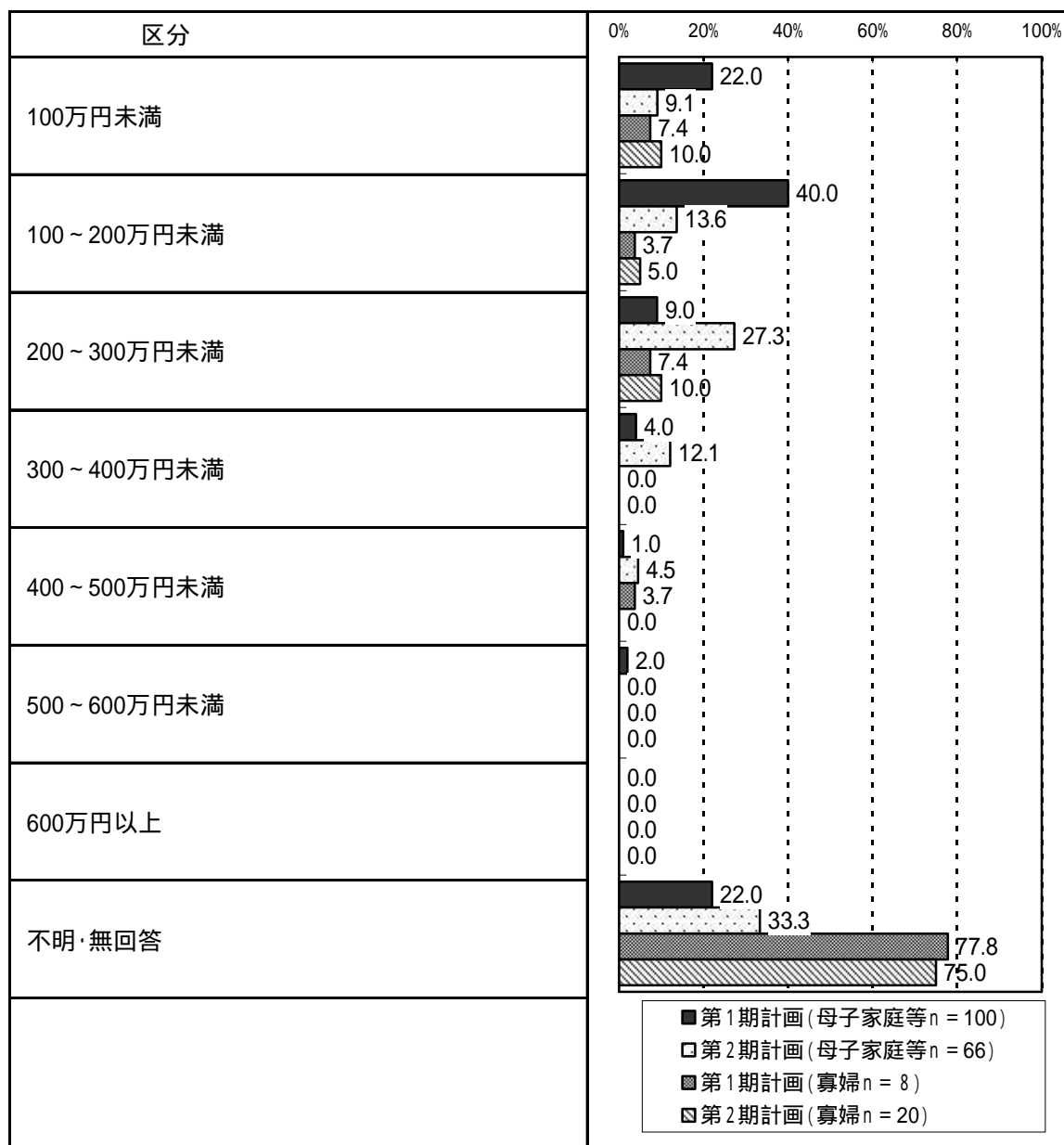
大阪府寡婦：「100～150万円」(24.1%)、「150～200万円」(21.4%)、「100万円未満」(14.7%)

(7) 年間総収入のうち、就労収入（単数回答）

母子家庭等では、「200～300万円未満」が27.3%で最も多く、次いで「100～200万円未満」が13.6%、「300～400万円未満」が12.1%となっています。

寡婦では、「100万円未満」と「200～300万円」が10.0%で最も多くなっています。

第1期計画と比較して、ひとり親では200万円未満が6割を超えていたのに対し、本計画では2割弱となっており、200万円以上で多くなっています。



参考

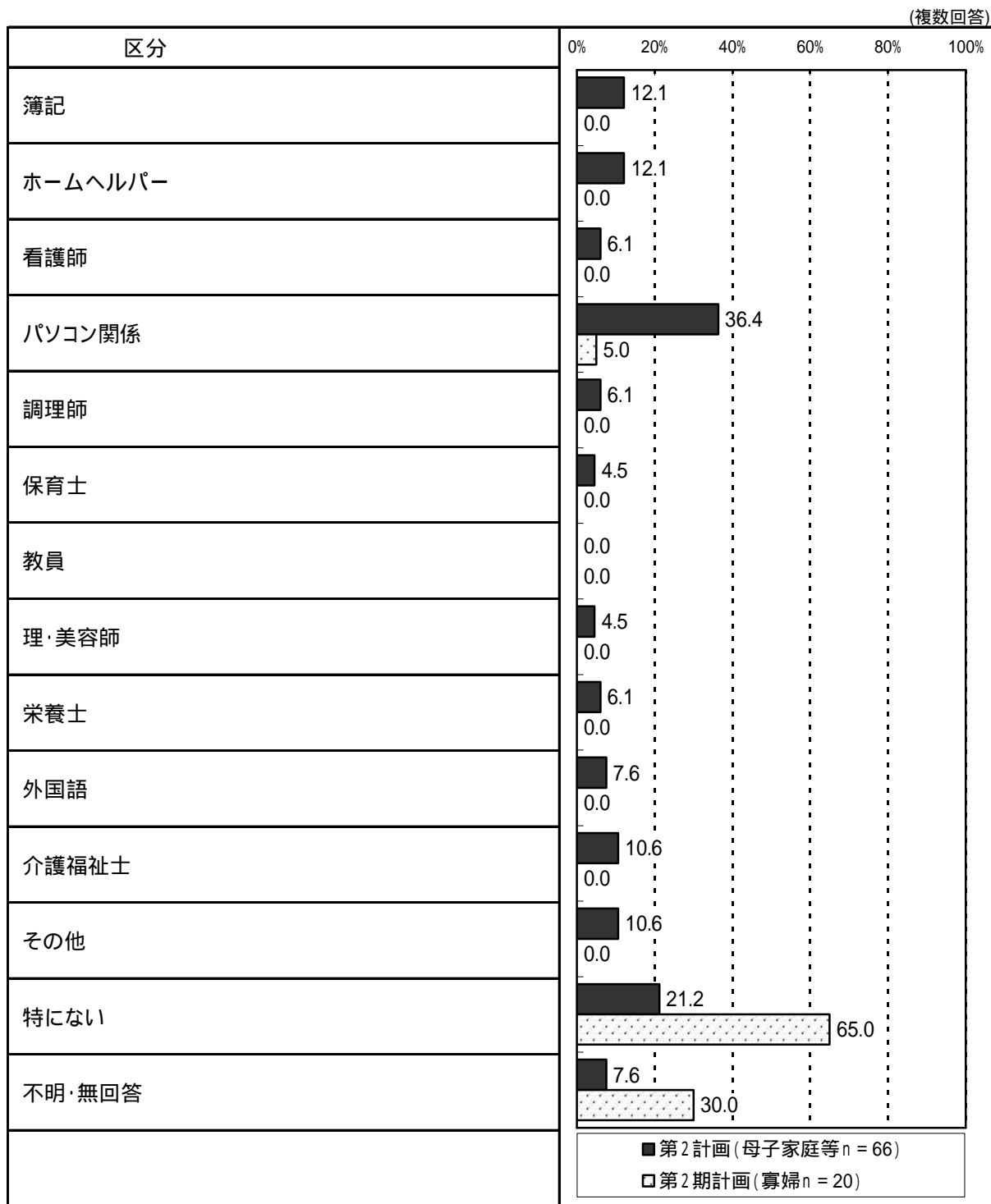
全国母子世帯：「100万円未満」(31.9%)、「100～200万円」(39.1%)、「200～300万円」(17.7%)

全国父子世帯：「100万円未満」(4.3%)、「100～200万円」(11.8%)、「200～300万円」(21.1%)、「300～400万円」(17.4%)、「400万円以上」(45.3%)

(8) 今後習得したい技術等 (複数回答)

母子家庭等では、「パソコン関係」が 36.4%で最も多く、次いで「特にない」が 21.2%、「簿記」が 12.1%となっています。

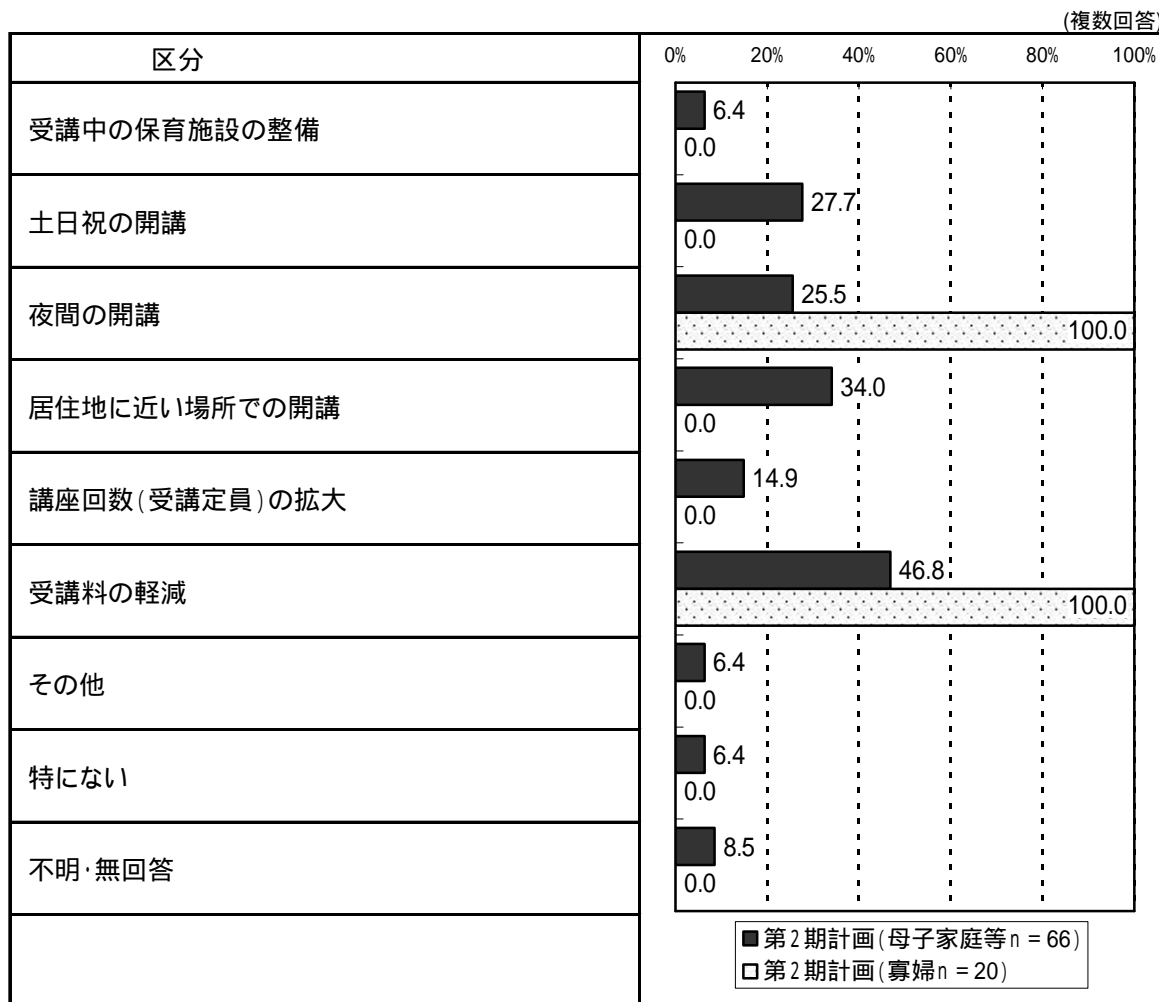
寡婦では、「特にない」が 65.0%で最も多く、次いで「パソコン関係」が 5.0%となっています。



(9) 技能・資格を取得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと(複数回答)

母子家庭等では、「受講料の軽減」が46.8%で最も多く、次いで「居住地に近い場所での開講」が34.0%、「土日祝の開講」が27.7%となっています。

寡婦では、「夜間の開講」と「受講料の軽減」が、ともに100.0%となっています。



(10) 住居の状況について(単数回答)

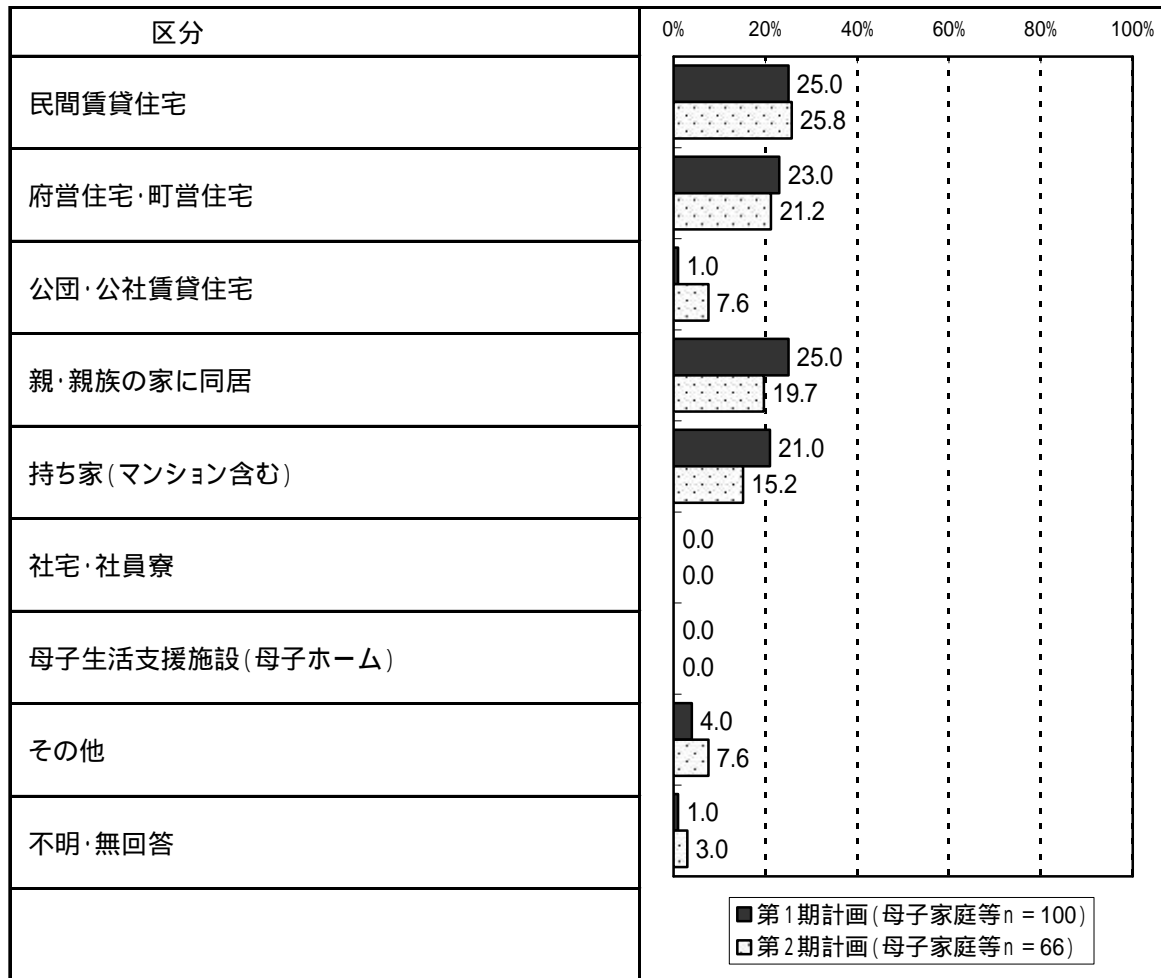
住居の状況について、“母子家庭等になる前”は「持ち家」が47.0%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が25.8%、「親・親族の家に同居」が9.1%となっています。

“母子家庭等になった直後”は「民間賃貸住宅」が34.8%で最も多く、次いで「親・親族の家に同居」が31.8%、「持ち家」が12.1%となっています。

“現在の状況”では「民間賃貸住宅」が25.8%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅」が21.2%、「親・親族の家に同居」が19.7%となっています。



【現在の状況】

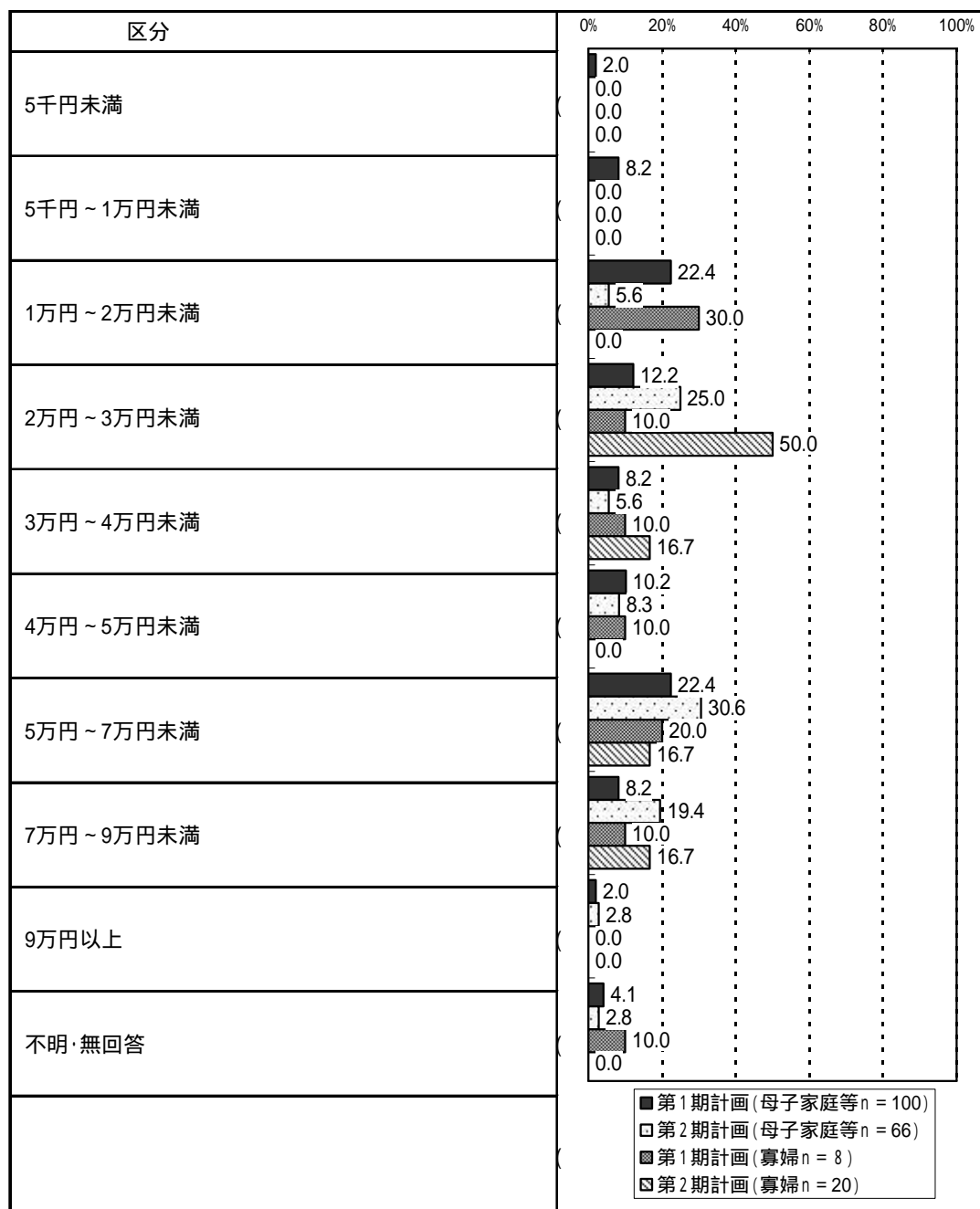


(11) 1か月の家賃について(単数回答)

母子家庭等では「5万円～7万円未満」が30.6%で最も多く、次いで「2万円～3万円未満」が25.0%、「7万円～9万円未満」が19.4%となっています。

寡婦では「2万円～3万円未満」が50.0%で最も多く、次いで「3万円～4万円未満」と「5万円～7万円未満」、「7万円～9万円未満」が16.7%となっています。

第1期計画と比較して、「2万円～3万円未満」と「7万円～9万円未満」において、母子家庭等、寡婦ともに増加しています。



参考

大阪府母子世帯：「5～7万円」(36.5%)、「4～5万円」(14.2%)、「7～9万円」(13.0%)

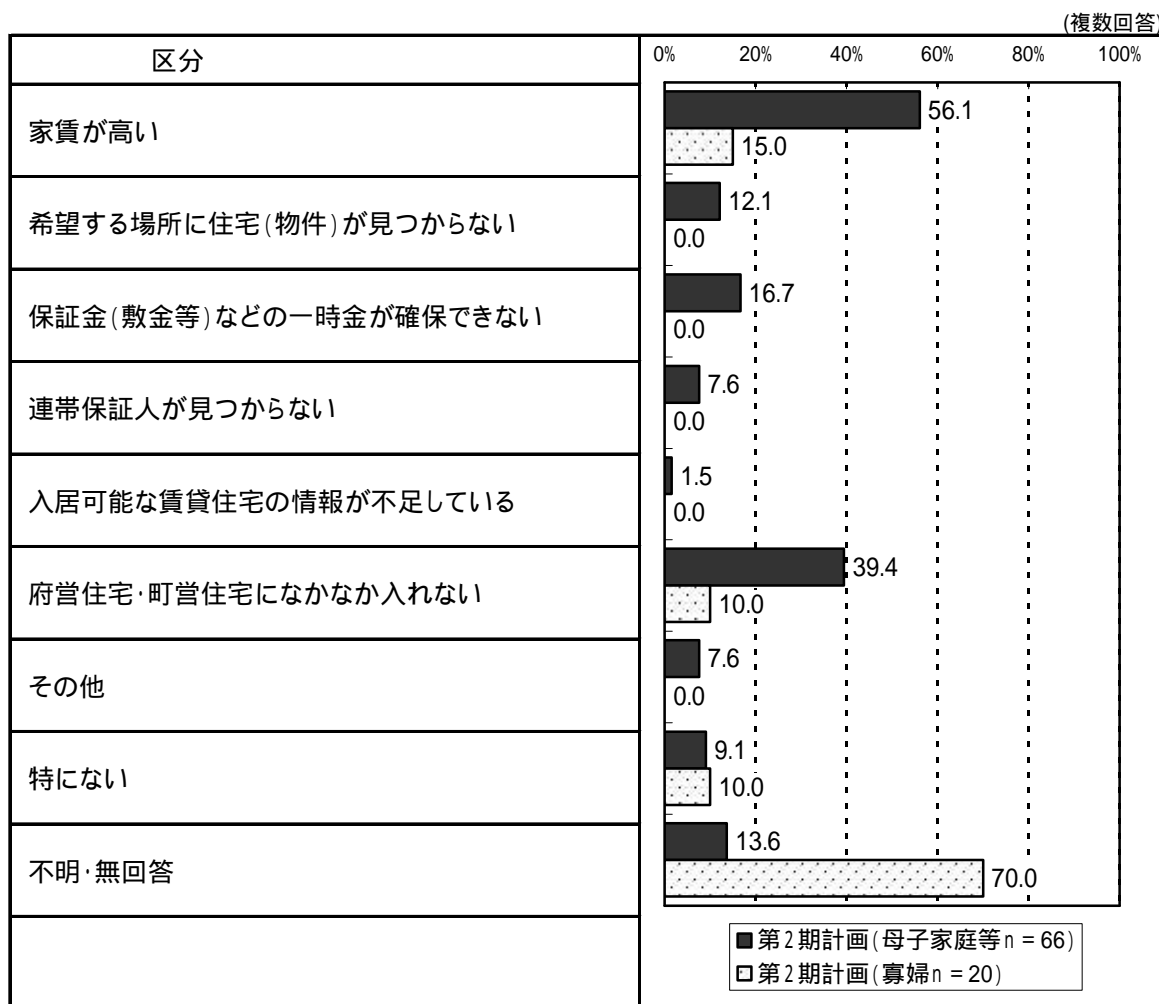
大阪府父子世帯：「5～7万円」(22.6%)、「4～5万円」「2～3万円」「9万円以上」(16.1%)

大阪府寡婦：「2～3万円」(20.4%)、「3～4万円」(18.6%)、「5～7万円」(17.7%)

(12) 母子家庭等として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」または「困った」ことについて（複数回答）

母子家庭等では、「家賃が高い」が56.1%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」が39.4%、「保証金などの一時金が確保できない」が16.7%となっています。

寡婦では、「家賃が高い」が15.0%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」と「特にない」が10.0%となっています。

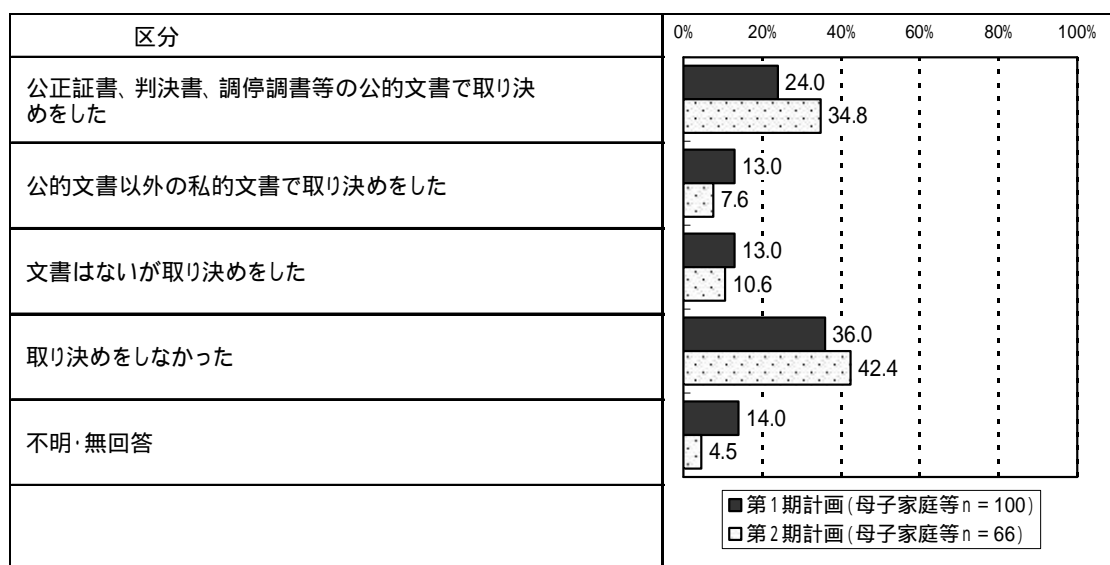


(13) 離別した夫との養育費の取り決め状況について（単数回答）

【養育費の取り決め状況について】

「取り決めをしなかった」が 42.4%で最も多く、次いで「公正証書、判決書、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が 34.8%、「文書はないが取り決めをした」が 10.6%となっています。

第1期計画と比較すると、「公正証書、判決書、調停調書等の公的文書で取り決めをした」において 10 ポイント以上増加している一方で、「取り決めをしなかった」においても若干増加しています。



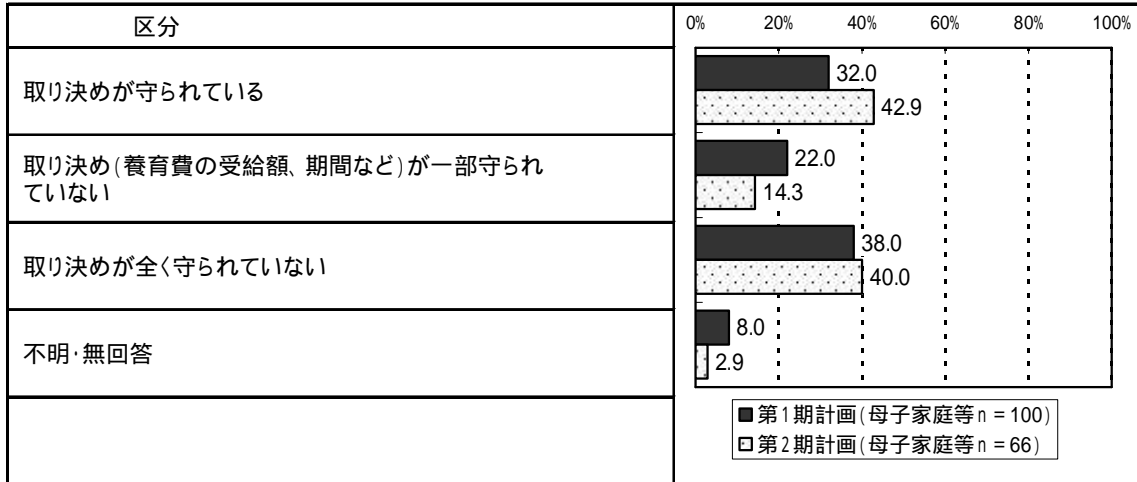
参考

全国母子世帯：「文書で取り決めをしている」(63.5%)、「文書はないが取り決めをしている」(35.2%)、「取り決めをしていない」(58.3%)

【取り決めの履行状況について】

「取り決めが守られている」が 42.9%で最も多く、次いで「取り決めが全く守られていない」が 40.0%、「取り決めが一部守られていない」が 14.3%となっています。

第1期計画と比較すると、「取り決めが守られている」において10ポイント以上増加している一方で、「取り決めが全く守られていない」においても若干増加しています。



参考

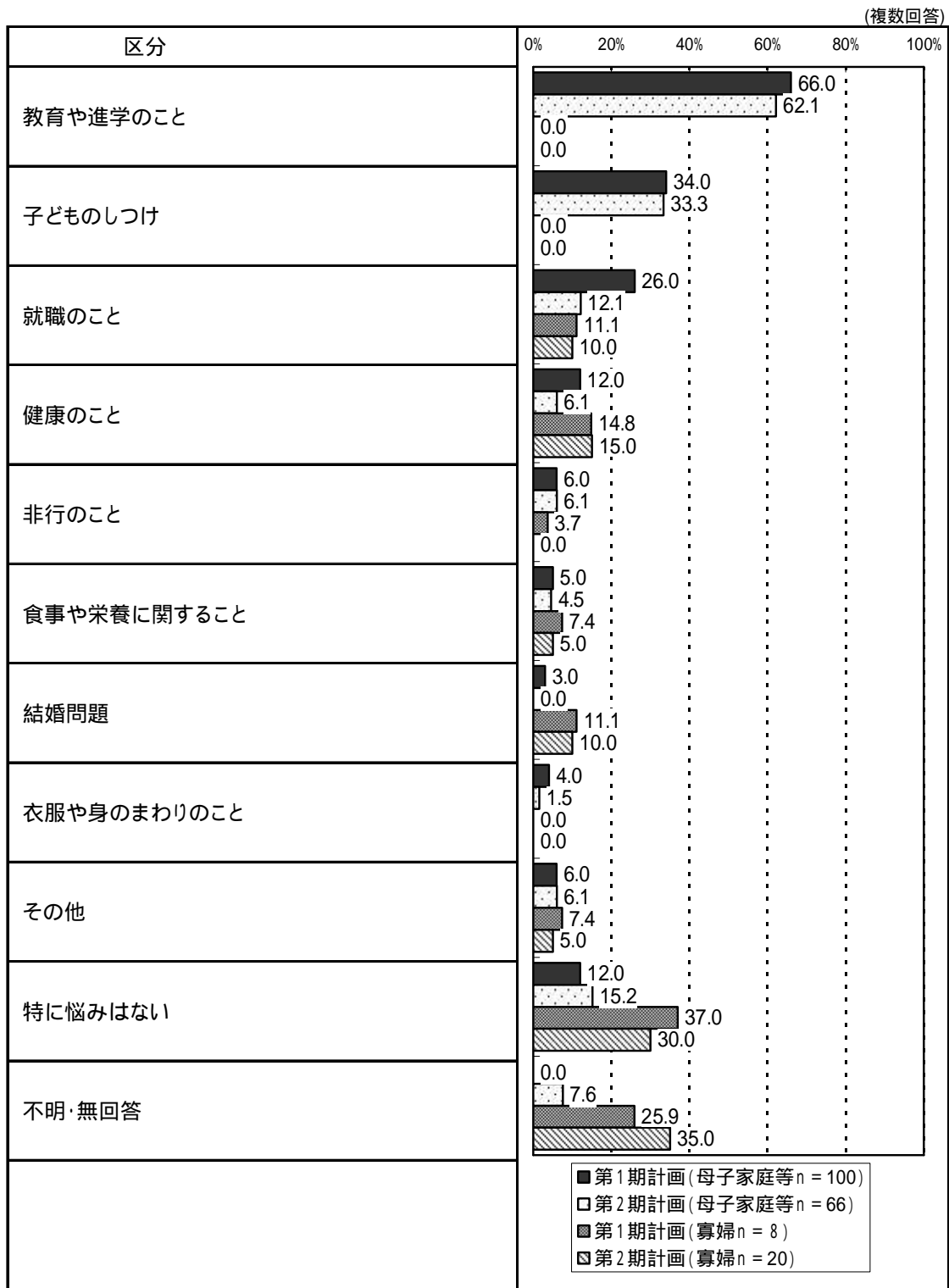
大阪府母子世帯：「守られている」(38.9%)、「一部守られていない」(14.4%)、「まったく守られていない」(46.6%)

全国母子世帯：「現在も受けている」(19.0%)、「過去に受けたことがある」(16.0%)、「受けたことがない」(59.1%)

(14) 子どもに関する悩みについて (複数回答)

母子家庭等では、「教育や進学のこと」が 62.1%で最も多く、次いで「子どものしつけ」が 33.3%、「特に悩みはない」が 15.2%となっています。

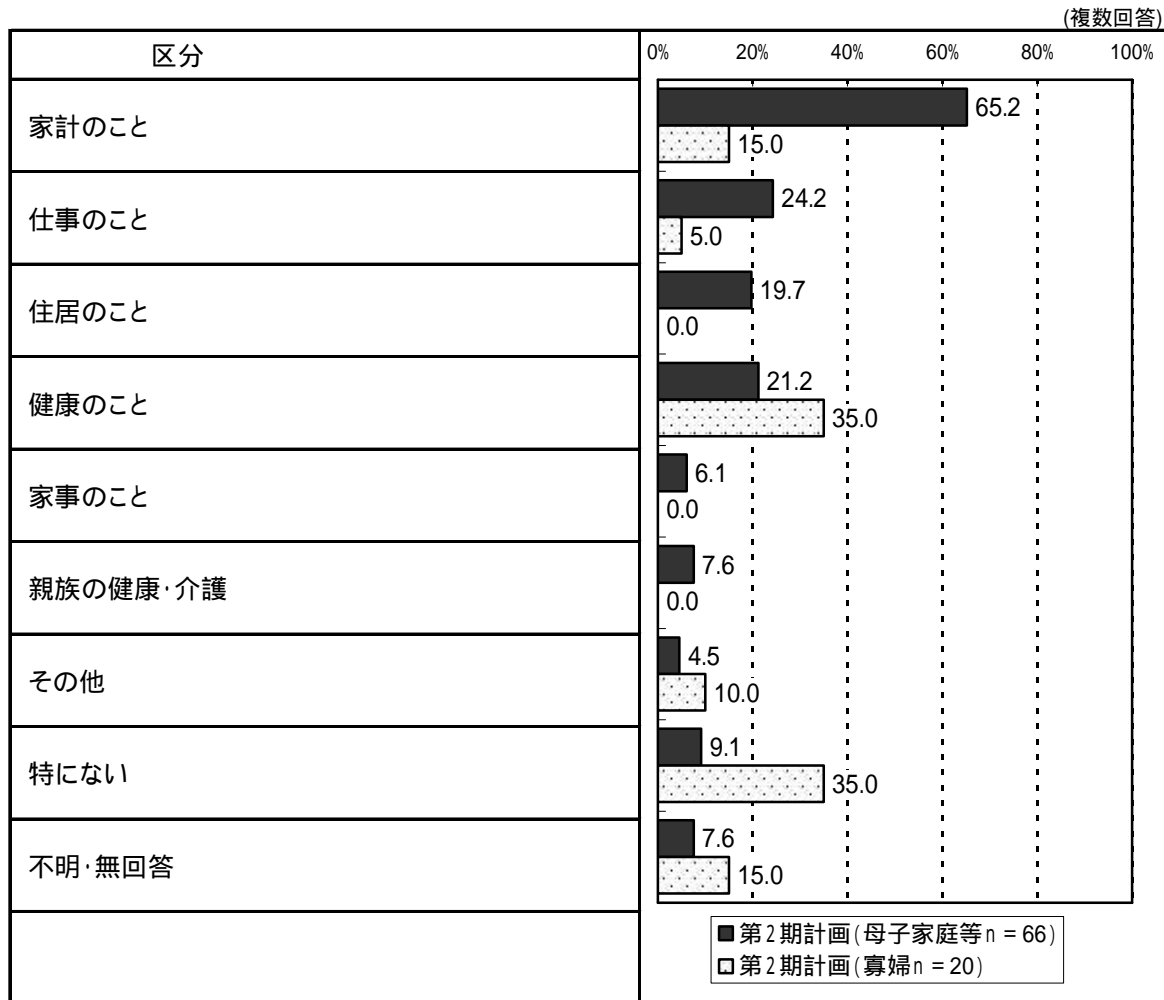
寡婦では、「特に悩みはない」が 30.0%で最も多く、次いで「健康のこと」が 15.0%、「就職のこと」が 10.0%となっています。



(15) あなたが困っていることについて（複数回答）

母子家庭等では、「家計のこと」が 65.2%で最も多く、次いで「仕事のこと」が 24.2%、「健康のこと」が 21.2%となっています。

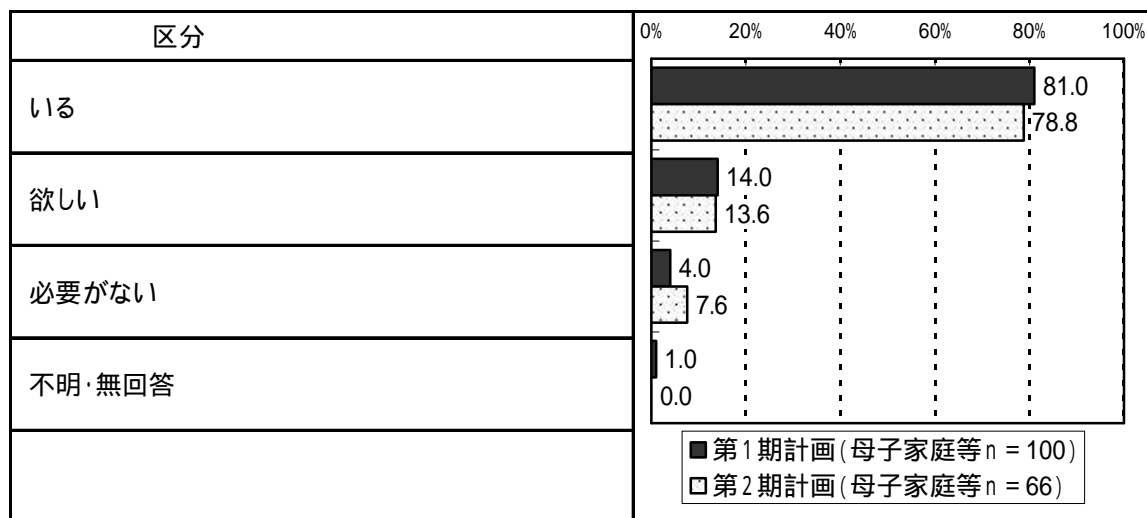
寡婦では、「健康のこと」と「特にない」が、ともに 35.0%で最も多く、次いで「家計のこと」が 15.0%となっています。



(16) 相談相手の有無（単数回答）

「相談相手がいる」が78.8%で最も多く、次いで「相談相手欲しい」が13.6%、「相談相手の必要がない」が7.6%となっています。

第1期計画と比較すると、大きな変化はありませんが、「相談相手の必要がない」において3.6ポイント増加しています。



参考

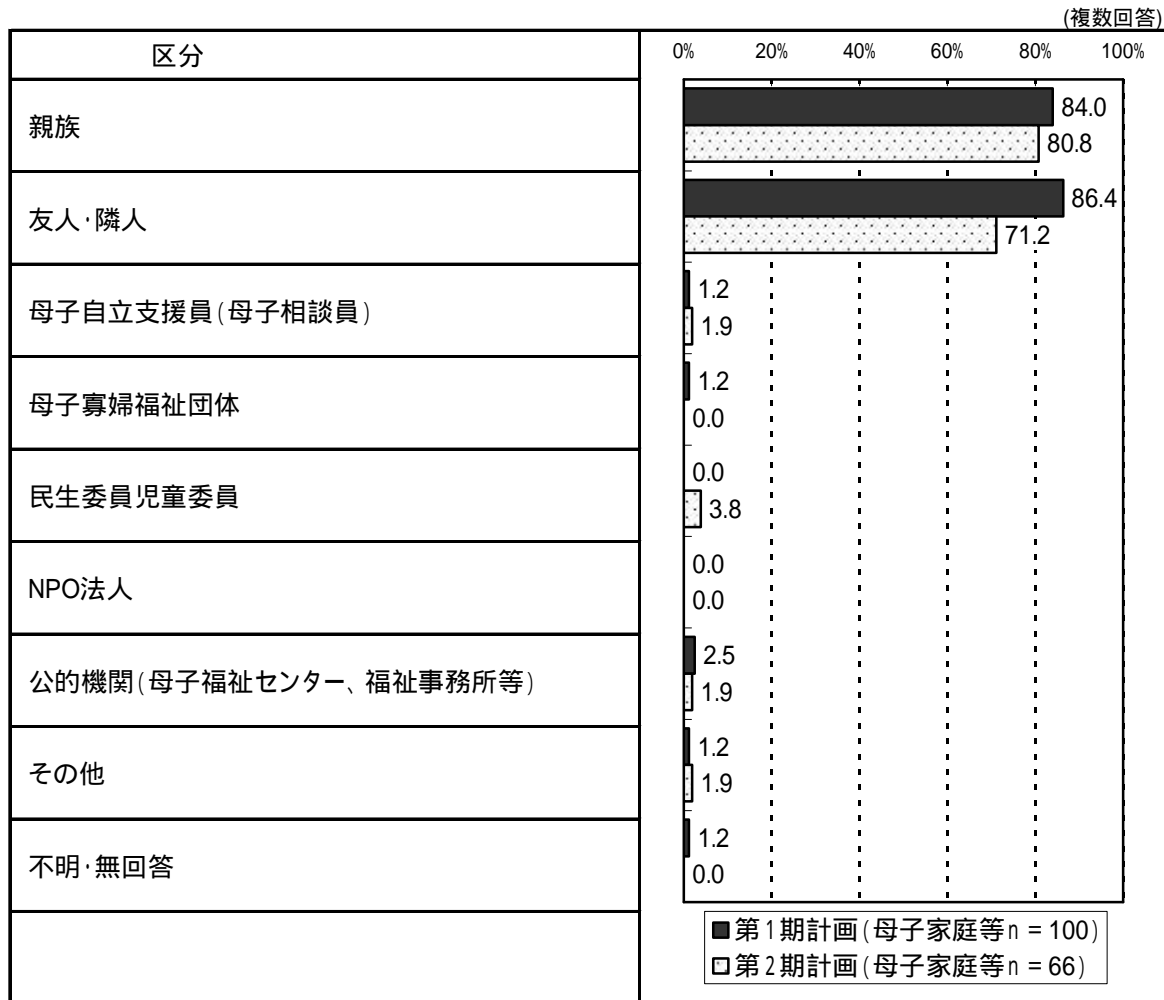
全国母子世帯：「相談相手がいる」(76.9%)、「相談相手欲しい」(15.7%)、「相談相手の必要がない」(7.4%)

全国父子世帯：「相談相手がいる」(59.4%)、「相談相手欲しい」(21.8%)、「相談相手の必要がない」(18.8%)

(17) 相談相手について(複数回答)

相談する相手を見ると、「親族」が80.8%で最も多く、次いで「友人・隣人」が71.2%、「民生委員児童委員」が3.8%となっています。

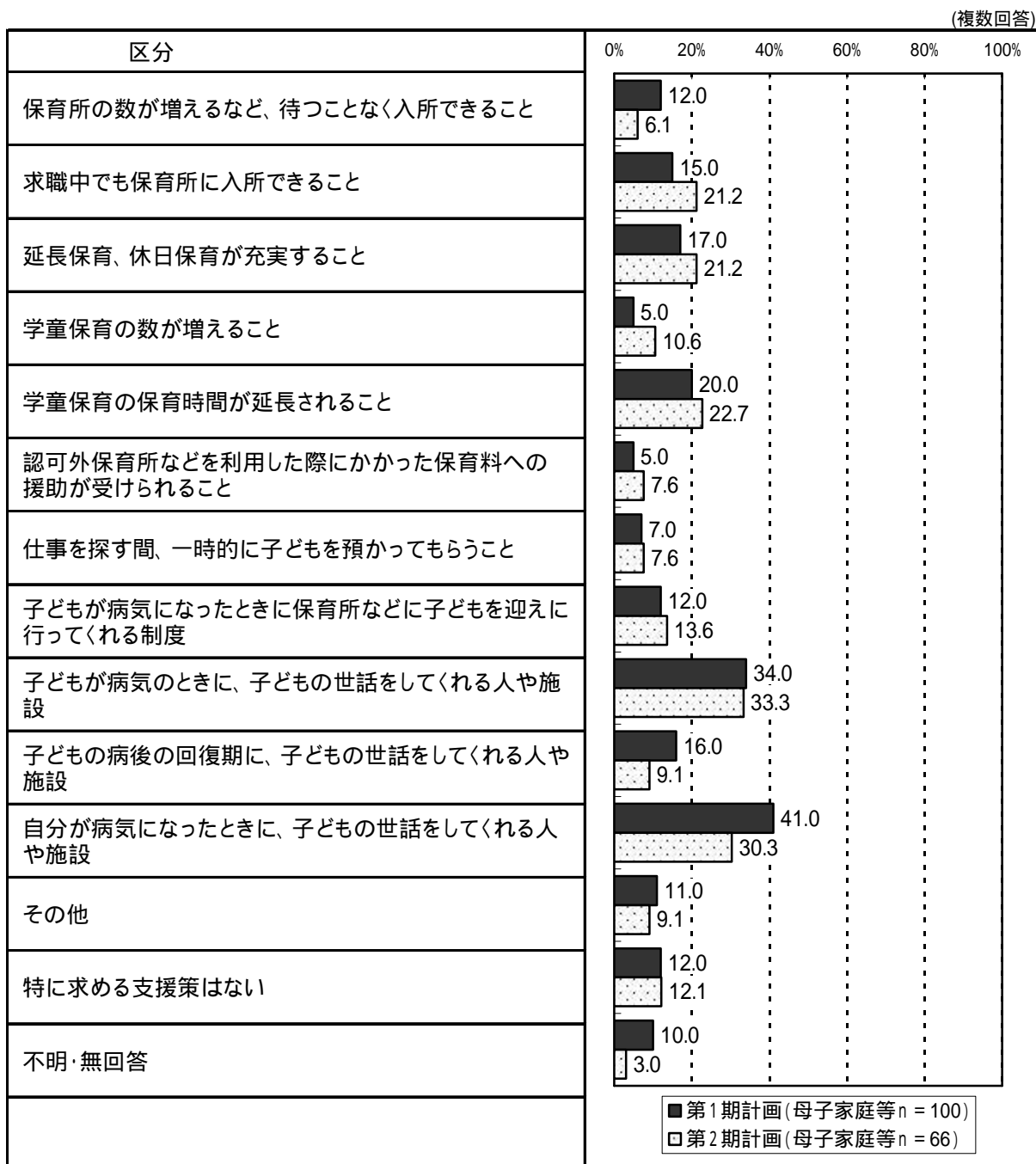
第1期計画と比較すると、親族や友人・隣人が減少し民生委員児童委員が若干増加しています。



(18) 望む支援策について (複数回答)

ひとり親家庭が望む支援策については、「子どもが病気のとときに、子どもの世話をしてくれる人や施設」が 33.3%で最も多く、次いで「自分が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や施設」が 30.3%、「学童保育の保育時間が延長されること」が 22.7%となっています。

第1期計画と比較すると、「求職中でも保育所に入所できること」が6.2ポイントと最も多く増加しており、次いで「学童保育の数が増えること」が5.2ポイント、「延長保育、休日保育が充実すること」が4.2ポイント増加しています。



4 . 今後の課題

母子家庭・父子家庭の動向及び、アンケート調査結果を踏まえ、今後の重点課題として、次の2点を整理しました。

なお、アンケート調査については、回収率が34.7%と低調となっておりますが、厚生労働省が平成18年に実施した「全国母子世帯等調査」結果や大阪府（社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会委託）が平成20年10月に実施した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」結果も踏まえ、各種施策を展開していきます。

（1）相談機能及び情報提供の充実

母子・父子家庭は、子育てと生計の2つの役割を一人で担っている人が多く、さまざまな悩みを抱えています。また、寡婦は多くの方が健康や将来の生活に対する不安を抱えています。このような、さまざまな悩みや不安を気軽に相談でき、適切な助言を受けられる環境を充実させていくことが必要です。

アンケート調査によると、相談相手がいると回答した人は母子・父子家庭で78.8%、寡婦で90.0%と高くなっていますが、多くの場合、親族や友人、隣人に相談しており、母子自立支援員や公的機関へ相談している人の割合は1割を大きく下回っています。

また、施設や制度、福祉の担い手等についての認知状況では、多くの項目において5割を下回っており、その認知状況の低さから、今後の利用意向も低くなっています。そのため、日常生活を支援するさまざまな事業や支援をどのように適切に伝えていくかが課題となっています。

平成15年度に、母子自立支援員の配置が市及び福祉事務所を設置する町村まで拡大され、業務内容も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されました。そのため、母子自立支援員は母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められています。本町でも平成15年6月から母子自立支援員を配置しており、相談機能や情報提供のさらなる充実が求められています。

(2) 就業支援の充実

母子家庭の母及び寡婦の自立のためには、就業機会の確保は大変重要ですが、経験や就業情報の不足に加え、雇用情勢なども大変厳しい状況になっています。また、職業経験が乏しく、十分な技能を持たない人も多く、就業に際して十分な準備ができないまま、生活のために就職しなければならない場合があります。このほか、就業に結びつきやすい資格の取得をめざしても、その養成期間中の生活に不安があることから、意欲があっても修業が難しい人も多くいます。

このため、母子家庭の母や寡婦の個々の事情に応じたきめ細かな就業支援が必要になってきます。

特に、本町では、「技能・資格を習得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと」において、「受講料の軽減」が46.8%と約半数近くの人が経済的に配慮されることを望んでおり、修業のための経済的支援が重要となっています。

そのため、経済的自立に効果が高い資格を取得する場合に、安定した修業環境を確保するための、母子家庭等高等技能訓練促進費事業の実施を検討する必要があります。

第3章 基本理念

1. 基本理念

子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等の親が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

2. 基本的な視点

(1) 人権尊重

本町では、第4次総合計画の中で「人間尊重（平和と基本的人権尊重のまちづくり）」をまちづくりの基本方針に掲げ、差別のない地域社会をめざし、取り組んでいます。21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重の流れは、今後ますます大きくなるものと考えられます。

母子家庭等が急増しているなか、依然として結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、母子家庭等を「特別なもの」としてとらえる傾向が残っています。

本町では、基本的人権尊重の立場から、母子家庭等の人権が尊重され、地域でいきいきと生活ができるまちづくりに努めます。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

少子化の進展や核家族化の進行、厳しい経済環境など、子育てを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

母子家庭等の親は、仕事と家庭をひとりで担っているケースが多く、その精神的、肉体的負担は大きいため、就業面・家庭面等における適切な支援を行うことが必要です。

また、母子家庭等に対する理解や自立支援策を推進することは、子どもにとって重要な生活の基盤である家庭を守るとともに、子どもの健やかな成長を支援することにつながります。

本町では、母子家庭等の子どもが健やかに育つように、また生きがいを持って生活を送ることができるよう、経済面、家庭面、生活面など、生活全般にわたり支援を行っていきます。

(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり

母子家庭等の自立のためには、経済面、家庭面、健康面、地域社会への参加など、生活全般にわたる様々な課題を解決し、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

母子家庭等における自立とは、自らの選択に基づく自己決定の下に、親と子が生きがいに満ちた生活が送れるよう、経済的にも、また精神的にも自立していることが大切です。

当事者自身の努力はもちろんですが、個々人の持てる能力が発揮できる社会の形成と、地域の様々な物的、人的資源や制度、情報等を十分に活用し、自立を支援する仕組みづくりに取り組んでいきます。

(4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等の抱える問題は多岐にわたっており、生活全般にかかる全体的な相談をはじめ、経済的自立を図る上で必要な就業支援や子育て支援サービスの提供等、幅広い支援が必要となります。

そのため、福祉と雇用の施策の連携を図りながら、母子家庭等の生活を支えていきます。

第4章 基本方向

1. 人権尊重

母子家庭等が生活を送るうえで、個人として尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己表現ができる社会を推進していく必要があります。

そのことから、母子家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることがないように、母子家庭等や住民、企業など地域全体に向けた人権教育・啓発の取り組みを推進します。

また、母子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等の問題の特性等を踏まえ、「相談機能及び情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「養育費の確保」「経済的支援」の充実に努めます。

2. 相談機能及び情報提供の充実

母子家庭等の自立を支援する施策や機関について情報が十分に行き届いていないこともまだまだ多い状況にあります。母子家庭等の抱えるさまざまな課題に対し、きめ細かい対応ができるよう、相談体制や情報提供の充実を目指します。

特に、母子家庭等の抱えている問題を把握し、関係機関と連携して母子家庭等の就業、自立を支援する役割を担っている母子自立相談員の周知を図ります。

(1) 母子自立支援員等による相談事業の充実

母子家庭等の抱えている問題を把握し、生活の安定・自立のための相談に応じる母子自立支援員を平成15年6月から設置しています。

生活の基盤である就業相談を中心に、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談を受けています。また、離婚前相談では、養育費の確保に向けた情報や母子家庭の支援制度についてなど、問題解決に向けて必要な助言を図るとともに、今後も、民生委員児童委員、主任児童委員、大阪府母子福祉推進委員など地域の福祉を担う人たちや関係機関と連携を図り、さらなる相談事業の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

相談までには至らず、悩みを抱え込んでいる方や情報などを手軽に知りたいという人にも対応するため、各種パンフレットを窓口を設置するとともに、大阪府母子福祉センター等と連携を図り、パンフレットの充実や広報誌の作成を行うとともに町の広報、ホームページの充実など、情報提供による制度や施策の利用案内、利用促進に努めます。

3 . 就業支援

母子家庭及び寡婦が収入や雇用条件でよりよい就業の場を確保し、安定した生活をすごせるように、関係機関と連携し、就業のあっせん、職業能力向上のための訓練や補助、就業機会創出のための啓発など、就業支援の充実を図ります。

(1) 就業あっせん

母子家庭及び寡婦は、就業してもパートなどの不安定な雇用条件の場合が多いことから、収入面・雇用面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう就業相談や就業あっせん等の支援に努めます。

母子自立支援員による就業支援

母子自立支援員は、地域における民生委員児童委員、主任児童委員や大阪府母子福祉推進委員等との連携により、母子家庭等からのさまざまな相談に対応するとともに、相談の機会において、大阪府が実施している就業・自立支援センターやハローワークなどとのネットワークを活用した就業支援に努めます。

就業・自立支援センター事業等の紹介

専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催など、母子家庭及び寡婦への一貫した就業支援サービスの提供や生活支援を行う「就業・自立支援センター事業」などの情報提供に努めます。

地域就労支援事業の推進

母子家庭の母、障害のある人、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のために就労が困難な人々を対象に、就労相談を行うとともに、地域の企業や関係機関などと連携し、相談者一人ひとりに応じた就業支援に努めます。

(2) 職業訓練等の実施・促進

「結婚、出産、育児等により離職した」や「過去に一度も働いた経験がない」、また「働いていたとしても不安定な就労状態である」場合が多くみられます。そのため、安定した就業に向け、母子家庭の母がよりよい仕事に就くことができるよう、能力開発や能力向上の機会の充実に努めます。

母子家庭高等技能訓練促進費事業の検討

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士、保育士など、就職に有利で、かつ、経済的自立に効果が高い資格を取得する場合(2年以上の養成機関で修業する場合)に、安定した修業環境を確保するために、母子家庭高等技能訓練促進費事業の実施を検討します。

母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母が、島本町母子自立支援員との職業相談により、指定の講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う場合、教育訓練後に「島本町母子家庭自立支援教育訓練給付金」を支給します。

また、児童扶養手当現況届提出案内の送付の際に、自立支援給付金事業の概要や相談先をPRするなど、事業の周知に努めます。

職業訓練事業の紹介

母子家庭の母が就業に結びつくよう、大阪府で実施している就業支援講習会や職業能力形成システム等について、大阪府と連携を図りながら情報提供に努めます。

また、公共職業能力開発施設等における技能取得期間中の生活の安定のため、母子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)無利子貸付けなども紹介します。

(3) 就業機会創出のための支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の雇用促進のためには、事業主の理解はもとより、雇用の創出や、さまざまな主体による就業支援や雇用等に向けた取り組みを促進することが必要です。

そのため、「地域就労支援事業」を推進するための会議に商工会や地元企業が委員として参画するよう働きかけるなど、企業や事業所に対し、就職困難者等の雇用に対する啓発を行います。また、母子寡婦福祉会の活動を引き続き支援します。

4．子育てをはじめとした生活面への支援

母子家庭等が就労による生活をめざせるよう、保育サービスの充実や生活支援に関する福祉サービスの充実など、ひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、子育てと仕事や就業のための訓練などとの両立ができるように支援します。

(1) 保育所優先入所の推進

平成 14 年の母子寡婦福祉法の改正により、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子・父子家庭に特別の配慮をしなければならないとされ、入所判定基準にポイントの付加等を実施しています。

今後も、母子家庭の母・父子家庭の父が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所への優先入所に努めます。

(2) 保育サービスの充実

保育サービスについては、「島本町子育て支援プラン(次世代育成支援対策行動計画後期計画)」に基づいたサービス提供を基本として、母子・父子家庭等の多様な生活実態や意向を十分に踏まえたサービス提供に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育室)の充実

保護者の労働等により、放課後及び土曜日並びに夏休み等の監護に欠ける小学校低学年児童の適切な保護及び健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童健全育成事業を実施しています。当該事業では、平成 18 年度より午後 7 時まで開室時間を延長するとともに、母子・父子家庭で障害がある児童については小学 6 年生(通常、小学 1 年生から 3 年生対象)までの利用年限を拡大するなど、事業の充実を図っています。

今後は、現状の事業内容を継続するとともに、母子・父子家庭の児童の健全育成のため保育内容の充実に努めます。

(4) 日常生活支援事業の推進

日常生活支援事業は、母子家庭等の親の一時的な疾病等により、家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、生活の安定を図る事業となっており、本町では平成 17 年度から実施しています。

利用件数が少ないことから、庁内の各窓口や保育所において本制度のリーフレットを設置するとともに、広報やホームページ等で情報提供に努めます。

(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

母子生活支援施設は、配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた母子家庭で、さまざまな事情のため、生活ができない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。母子生活支援施設では、生活相談などを通じて母子の自立を支援しています。

今後も、必要に応じ、母子生活支援施設を活用し、生活支援や自立支援に努めます。

(6) 公営住宅における優先入居の推進等

本町の町営緑地公園住宅における、空き家待ち入居募集の抽選時に、母子・父子家庭を福祉世帯向け申込資格として位置づけ、抽選確率を2倍とし町営住宅への入居に配慮しています。また、府営住宅においても母子世帯や高齢者、障害者等の福祉世帯向け住宅を確保しており、大阪府との連携のもと情報提供を行います。

さらに、大阪府と連携し、母子家庭等の住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録を行い、ホームページ等を通じて情報提供を行う大阪あんしん賃貸支援事業を推進します。

5 . 養育費の確保

母子・父子家庭の子どもに対する養育費が取得できるよう、養育費の取り決めや養育費の取得促進を図るとともに、養育費の支払いや取得についての広報・啓発活動や相談の充実を図ります。

(1) 養育費確保に向けた啓発の推進

母子自立支援員が行う養育費の制度や取得手続きなどについて情報提供を行います。

また、広く住民に対し養育費に関する広報・啓発活動に努めます。

(2) 法律相談事業の実施

養育費については、法律上の問題が絡む場合があることから、弁護士や司法書士による法律相談を活用し、養育費の取り決めや確保の支援に努めます。

6 . 経済的支援の実施

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等を行い、適正な貸付・給付事務等の実施により、母子家庭等の生活の安定と自立を図ります。

(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施

母子家庭や寡婦に対し、自立を促進し、児童福祉の増進を図るため、技能習得資金や修学資金を貸し付けるための母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務に努めます。

資金の種類

事業開始資金	修業資金	住宅資金
事業継続資金	就職支度資金	転宅資金
修学資金	医療介護資金	就学支度資金
技能習得資金	生活資金	結婚資金

(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施

母子家庭の母に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施するとともに、児童扶養手当の届出等の機会を捉えて、必要に応じ、生活面等の相談を行います。また、母子自立支援員を通じ、離婚前相談時に制度の説明を行い確実な情報提供に努めます。

(3) 教育資金の紹介

高校や大学などでの必要な教育資金については、母子寡婦福祉貸付資金（修学資金や就学支度資金）の貸付制度や奨学金・減免制度などについての情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。

(4) ひとり親家庭医療費助成の実施

対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成しています。今後も、引き続き持続可能な制度として、医療費助成の支援に努めます。